令和4年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第2号 令和4年3月2日(水)

応招議員(14名)

耕大 君 2番 佐 藤 牧 君 1番 吉田 3番 赤間 茂幸 君 4番 大 友 三 男 君 5番 佐藤 千加雄 君 6番 田中 みつ子 君 7番 熱 海 文 義 君 8番 石 川 壽 和 君 9番 賀 直 10番 高 橋 信君 和 義 君 重 12番 千 葉 11番 石 垣 正 博 君 勇 治 君 13番 若 生 寬 君 14番 石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第 121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した 者は、次のとおりである。

町長 中 学君 副町長 武 藤 浩 道 君 田 教育長 鳥 海 義 弘君 総務課長 遠 龍太郎 君 藤 財政課長 熊 谷 君 まちづくり政策課長 千 昭 君 有 司 葉 復興定住推進課長 武 藤 亨 君 税務課長 君 介 小 野 純一 町民課長 片 倉 君 保健福祉課長 君 剛 鎌 光一 田 三 農政商工課長 高 橋 優 君 地域整備課長 浦 光 君 会計管理者 伊 義継 君 学校教育課長 藤 菅 野 直人 君 社会教育課長 赤 間 悦 君 良

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 髙橋将吾

議事日程第2号

令和4年3月2日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2	一般質問〔3)	人 7件]
	◎一般質問追	通告順
	6. 1	3番 若生 寬 議員
	7.	8番 石川壽和 議員
	8. 1	2番 千葉勇治 議員
日程第3	議案第4号	大郷町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第4	議案第5号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第5	議案第6号	大郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第6	議案第7号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改
		正について
日程第7	議案第8号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関
		する条例の一部改正について
日程第8	議案第9号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関す
		る条例の一部改正について
日程第9	議案第10号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第11号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第11	議案第12号	大郷町教育支援審議会条例の一部改正について
日程第12	議案第13号	大郷町奨学資金貸与条例の一部改正について
日程第13	議案第14号	公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正
		について
日程第14	議案第15号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
		る基準を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第16号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
		事業の運営に関する基準を定める条例の一部改
		正について
日程第16	議案第17号	大郷町開発センターの設置及び管理に関する条
		例の一部改正について
日程第17	議案第18号	大郷町下水道条例の一部改正について
日程第18	議案第19号	大郷町消防団条例の一部改正について
日程第19	議案第20号	大郷町ごみ処理場設置及び管理条例の廃止につ
		いて
日程第20	議案第21号	大郷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に
		関する審査会の事務委任の廃止について
日程第21	議案第22号	他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用
		することについて

日程第22	議案第23号	令和3年度大郷町一般会計補正予算(第13号)
日程第23	議案第24号	令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予
		算 (第 4 号)
日程第24	議案第25号	令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算
		(第3号)
日程第25	議案第26号	令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正
		予算 (第2号)
日程第26	議案第27号	令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算
		(第3号)
日程第27	議案第28号	令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補
		正予算(第3号)
日程第28	議案第29号	令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計
		補正予算(第4号)
日程第29	議案第30号	令和3度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算
		(第4号)
日程第30	議案第31号	令和3年度大郷町水道事業会計補正予算(第4
		号)

本日の会議に付した案件

	公業組要及業員の地及
日程第1	会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔3人 7件〕

◎一般質問通告順

6. 13番 若生 寬 議員

7. 8番 石川壽和 議員

8. 12番 千葉勇治 議員

日程第3	議案第4号	大郷町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第4	議案第5号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第5	議案第6号	大郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第6	議案第7号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改
		正について
日程第7	議案第8号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関
		する条例の一部改正について
日程第8	議案第9号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関す
		る条例の一部改正について
日程第9	議案第10号	職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第10	議案第11号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第11	議案第12号	大郷町教育支援審議会条例の一部改正について
日程第12	議案第13号	大郷町奨学資金貸与条例の一部改正について
日程第13	議案第14号	公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正
		について
日程第14	議案第15号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
		る基準を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第16号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
		事業の運営に関する基準を定める条例の一部改
		正について
日程第16	議案第17号	大郷町開発センターの設置及び管理に関する条
		例の一部改正について
日程第17	議案第18号	大郷町下水道条例の一部改正について
日程第18	議案第19号	大郷町消防団条例の一部改正について
日程第19	議案第20号	大郷町ごみ処理場設置及び管理条例の廃止につ
		いて
日程第20	議案第21号	大郷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に
		関する審査会の事務委任の廃止について
日程第21	議案第22号	他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用
		することについて
日程第22	議案第23号	令和3年度大郷町一般会計補正予算(第13号)
日程第23	議案第24号	令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予
		算(第4号)
日程第24	議案第25号	令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算
		(第3号)
日程第25	議案第26号	令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正
		予算(第2号)
日程第26	議案第27号	令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算
		(第3号)
日程第27	議案第28号	令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補
		正予算 (第3号)
日程第28	議案第29号	令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計
		補正予算 (第4号)
日程第29	議案第30号	令和3度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算
		(第4号)

日程第30 議案第31号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算(第4 号)

午前 10時00分 開議

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署 名議員は会議規則第110条の規定により、6番田中みつ子議員及び7番 熱海文義議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(石川良彦君) 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番若生 寬議員。

13番(若生 寛君) おはようございます。13番若生 寛でございます。質問 始めさせていただきます。

まず、昨年の水稲、米の作況指数なんですが、宮城県101ということで、 平年作、そういう報告もありました。品種によっていろいろあろうかと 思いますが、夏のあの暑さや、よくそこまで持ち直したなというふうな 感じがあるわけでございます。

やはり、農業というと米かなと思いますので、平年作でほっとしたというのは、農業関係者の皆さん方同じような思いかなと思っております。 そんな中、以前今回農業振興策の成果と効果はいうことでお伺いしたいと思います。

(1)番といたしまして、以前の一般質問の答弁でこれからの農業は 法人化が必要であるという答弁がありました。そんな中で、法人化の進 み具合と高齢化を踏まえ、後継者問題と労働力をどう考えるか。また、 農業に対する新たな支援策はないのか、ここをお伺いしたいと思います。

続いて、(2)といたしまして、町長は以前の私の一般質問の答弁の中で農業を成長産業と捉えるという答弁をしていただきました。また、今回の施政方針では、農業の6次産業化の育成ということで捉えておりま

した。

成長産業と捉えた成果は何なのか。

また、6次産業の育成をどうするのかお伺いしたいと思います。どう ぞよろしくお願いします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 皆さんおはようございます。

ただいまから一般質問の答弁を申し上げます。

若生議員の農業振興、この成果と効果の質問であります。

(1)番の法人化の進捗状況と後継者問題につきましては、ここ5年間で農業法人数は9法人の増となってございます。地域の担い手として安定的な経営を継続していくための手段として法人化が進んでいるものと思います。

このプロセスはいろいろございますが、こういう中で法人における高齢化も進んでおり、後継者、労働者確保が課題となっていることから、町といたしましては、法人だけの問題と捉えているだけでなく、本町農業の存続のための大きな課題として捉えています。大郷町で農業をするため、いかに魅力を発信していく。儲かる農業のための環境整備をどうつくっていくか。就農希望者を受け入れるための体制を整えていきたいと考えているところであります。

また、これまでの農業振興支援補助金の全体の配分を見直し、就農支援に重点を置いた支援策を検討してまいりたいと考えております。

(2)の成長産業と捉えた成果とはということでありますが、これまで農業を成長産業として推進するための各種施策を講じてまいりました。 結果、着実に農業法人の大規模化、機械化が進み、また、新たな高収益 作物への取組も進んでいるところであります。

今後は、大規模圃場整備の事業が進みますので、スマート農業化による高効率化による成長を推進していきたいと考えております。

また、原料の生産だけでなくて、加工から販売まで実践する6次化による高付加価値化することで農家の収益につなげる必要があることから、商品開発、販売マーケティング事業などへの支援策を講じてまいりたいと思います。

特に重要なのは、食品製造会社と本町の農業が直結する積極的な商品 開発交渉を実践して実施していく考えでございます。

以前にも私が前の町長時代アグリビジネス構想という構想を打ち立て て、毎年本町に直結する農業にしてまいりたいという考えから、いろい ろな商品開発も進めながら、また、本町の農産品を直接農協の市場に入る前段にまず消費者と関係を構築しようということで、ある自治体の社協とも取組を何年か続けていたところでありますが、私が今回5年前に帰ってきたときには、もう既にこのような諸政策はほとんどなくなっていた状況であります。

今後今のこのような農協の時代を見据えた形で、一歩、二歩進んだ考え方でありました。大変痛ましい。今復活させようと思ってもなかなかこの準備に時間が取られてうまくいかないものだなと思っておりますが、ただ、高収益作物にエダマメを取り入れたり、エダマメ生産をある意味では本作物に切り替えてもいいくらいの消費があるようでありますので、今後の植物性タンパク質、植物性の肉の商品化なども今大分進んでいるようでありますので、この辺なども狙い目だなと、そんなことを思っているところでありますのでまず、農家の皆さん自身が自分の仕事をどう誇りを持ってどういうビジョンを持って取り組んでいるのかなども我々行政として生でお聞きして、そのために何をするかというスタイルで支援をしてまいりたいというふうに考えているところであります。よろしくお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 若生 寬議員。

13番(若生 寛君) 私農業振興に関して一般質問四、五回ぐらいお聞きしていると思っているんですが、毎回新しい言葉が出てきたり、私一番残っているのは、農産物を量販店に直接卸して大郷の農業を盛り上げるというような話をこれまで2回ほど聞いた経緯がございますが、なかなか進んでいないというのが現状かと思います。

そんな中で、法人化進めた結果、ここ5年間で9法人増えている。法人は確かに増えていることは増えていると思います。その中でもやはり経営者あるいはまた働いている方々、若い会社もありますが、後発と言えばおかしいです。後から立ち上げた会社の方々は、やはり50、60、70歳と、こう古い方も多いのではないのかなと、働いている方、こういう感じがするわけでございますが、実際私も法人ではないんですが、個人農家としてやっておりまして、この先どうしたらいいのかなと。

先ほど町長の答弁の中にもあったんですが、なかなか後継者、私息子 おりますが、以前町長は、息子を残さなかった農家が悪いんだというよ うな話もされたことがありまして、それは確かに親の責任かなと思いま す。

しかし、当時考えてみますと、やはり農業だけで食べていくというの

は、親子そろって収入をやっていくというのは、経営能力がなかったと、 私も反省しているわけでございます。

なかなか法人も同じかと思います。法人立ち上げてもやはり経営能力がなくては、全然意味がないというふうに思っているわけでございますが、儲かる農業のための環境整備、これ町長は社長の意見あるわけなので、その辺の環境整備ということに対してどういう考えをお持ちなのかをお聞きしたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長 (田中 学君) 環境整備という言葉の中には、若生農業者が自分の農業 をどう捉えているのかが私はベースになるというふうに思っています。

自分の事業を将来こうしていくんだと。そのためには自分にはこの仕事を継ぐ後継者がいないとすれば、じゃ、農業法人にして、こういう農家の皆さんは一緒になって、その中に経営をできるような、こういう人を育てたり、いろいろなことをやらなければなりません。

私も小さな会社を興しました。今息子がその会社を継いで、そのまた 息子が、孫がおやじの会社に去年友達3人ほどを連れて入ってきた。何 が、どこが次の世代に今の立場にいる社長がやらなければならないのか ということが皆ここに考え方違うものですから、我が社に合う社風も我 が家の農業経営の考え方も皆違う。

大松沢地区は畜産振興に一生懸命取り組んでいるところであります。 その中には、おやじの跡を継いで規模拡大している農家もあれば、そう でない農家もあれば、こういういろいろな部門を組み合わせた農業経営 やっている、そういう農家もあれば、当時みどり会という会の中に、私 農家ではございませんが、一緒になって今後の農業どうあるべきかとい うことを毎晩のように、自分の本業ぶん投げて、夜あるところに寄って 毎晩議論した。それがみどり会の最初の出発点でした。

生産者と消費者一緒になって農業をつくろうというのが今ここに来て、 農水省もみどりの農業だと。何だと。みどりの農業って。有機栽培だと いうのが今取り沙汰されて、今後日本の農業が有機栽培で栽培した作物 を高価格で取引されているという、そういうマーケットも出てまいりま した。

いろいろ話する時間が限れたこの場所でありますので、その辺について、どうか若生議員にお願いしたいんですが、別に別な機会に本町の農業の在り方と抱えている農家の実態というものを腹をお互いに出してお話したいというふうに思います。

価値観が全然違う人たちのこの集まりで最初法人化していくわけでありますが、だんだんその価値観が一緒になって、大きな力になり、もともと不動産持っている皆さんですから、農家の人たちですから、お互いに持ち寄って合わせたら20ヘクタールになった。それを基盤にして何をするか。米作る人もあれば、野菜作る人もあれば、畜産やる人もいれば、様々な人たちが一緒になって、新しい本町の農業法人としてこれから進んでいくことが私は望ましいのではないかというふうに思います。

そのために、町がどういう補助金を使うか、提供するか考えればいいわけでありますので、どうかそのようなスタイルで、町にどんどん注文をつけていただきたいなというふうに思います。

議長(石川良彦君) 若生 寬議員。

13番(若生 寛君) この間議会の常任委員会で農業者の方々と座談会といいますか、意見交換会をしたわけでございまして、昨日その産業の常任委員長から報告あったとおりの意見が出たわけでございます。

やはり、農家の規模やら業態、業種やらによって、望んでいる支援の 在り方といいますか、それが全然違うものなんですね。農業振興補助金 も大郷町で出しております。それ、やはり使える農家と使えない農家と、 方々も出てくるわけなんです。

ですから、議会としては、初めての試みだったのかなと思いますが、 そういう実際農業をやっている方々との意見交換という、大変私も必要 だと思うんですよね。コロナ禍でなかなか人集まるのも大変だというの もありますが、やはりそういう機会を議会もこれから常任委員会でも捉 えると思うんですが、町のほうとしても情報収集やら意見交換会、必要 だと思うので、そういうのを開催する計画は今のところないと思います が、将来的に考えてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

町で農業者の方との意見交換会ということでございますが、それに当たるものが町を単位として組織している認定農業者連絡協議会ということになるかと思います。

約80名弱の方の農業者の方が組織する団体ということになりますが、 それは毎年1回総会であったり視察であったりということで実施している中で、その中でいろいろな意見であったりというのも実際私たちも事 務局として入って伺いながらということで、今後どうしていくかという ようなお話もさせていただいているところでございます。 ただ、ここ2年、コロナの関係もございまして、開催できていないというところではございますが、そういった状況も鑑みながら、意見のほうはまた総会であったり、視察研修であったり、そういった場において意見のほうは吸い上げていければなと思ってございます。

ただ、今回そういった意見交換の場もなかなか持てないというところもございまして、今回は、農業法人さんに限ってということになりますが、農業経営状況調査ということでさせていただいております。

その中で、経営の状況であったり就農社員の状況であったり、今後の 見込みであったり、あとは、町に対する要望であったりということで、 意見のほうをいただくような内容となってございます。以上でございま す。

議長(石川良彦君) 若生 寬議員。

13番(若生 寛君) やはり、直接話を聞くということは、町としてもこれは 一番大事なことではないのかな。

そんな中で、こういう要望があるんだったら、じゃこの辺こういうふうに手を加えましょうとか、そういうのが出てくると思いますので、ぜひやはりいろいろな場所を捉えて、そういうのもやっていただければなと思うわけでございます。

あと、補助金、町で用意していて、結構活用されているということで ございますが、申請について、補助金、税金ですから、申請書が必要な のは分かります。やはり、もう少し簡素化といいますか、簡単にできな いものかなと。

これは、農業補助金、農業関係の補助金に限らず、いろいろな町としての補助金あるわけなので、それらに関してやはりお役所仕事ではなく、もう少し書類の数を1つなり2つ減らすとか、もう少し考えてほしいなと思うんですが、現在の申請書もう少し数を減らすということはできませんか。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) 今議員のおっしゃったのは、農業振興総合補助金のことかと思います。こちらにつきましては、当然予算というところで、町民の方の税金を使っての補助金ということになりますので、その辺については、厳正な審査をしなくてはいけないというところもございまして、最低限必要な書類を提出いただいているところです。

私たちとしても、できればその辺は農家の方の負担もかけたくないというところもございますし、私たちの事務としてもそれが簡素化できれ

ば、それにこしたことはないというところではございますが、今現在考えられる最低限必要な書類ということでお願いしているところでございます。

議長(石川良彦君) 若生 寬議員。

13番(若生 寛君) それは立場の違いで、出すほうと受け取るほうではやは り違うと思うので、その辺これから何かの機会、これも何かの機会を捉 えて、書類はちょっとなくてもいいんじゃないかとかという話も相談し ていきたいと思いますので、その辺の対応これからもどうぞよろしくお 願いしたいと、このように思うわけでございます。

次に、成長産業ということでやってきたわけでございます。法人化して町の農業も大分田んぼ、農地を守っていくという面では、ある程度法人の数が増えて、何とかその辺目的達成しているのかなと。

しかし、法人化の方々も、あるいはまた担い手の方々も条件のよいところは喜んで引き受けると。以前からの課題ではあります。条件の悪いところ、これに関しては、相変わらず引き受け手がなくて、農地があんなに荒れてきているという状況もあるわけなんです。

その辺のところをやっているのは、小規模農家が多いと思うんですね。 そういう方々への対応なり、あるいはまた、情報提供、その辺どういう 形で現在あるのか。進めているのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思 います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

小規模農家の方に対する支援の対応ということになるかと思いますが、こちらにつきましては、単に財政措置すればいいのかというところはあるかとは思いますが、確かに農業振興総合補助金の中でメインとなるのは法人であり、認定農業者の方というところがメーンというところになってございますが、その中でも一般の農業者の方に関しても補助金の対象となる頑張る農業者支援補助金ということで準備しているところもございますので、その辺も活用いただきながら、農地の保全に努めていただければというところはございます。

さらに、今後ということでございますが、国の施策というところもございます。粗放的な農地の経営の仕方というようなところも出てきておりますし、さらに、新たなそういったあまり使われていない遊休農地に対しての農作物といったところで、ケナフというふうなところも今現在検討しているところでもございますので、その辺もいろいろと情報提供

させてもらいながら、今後進めてまいりたいと思います。

議長(石川良彦君) 若生 寬議員。

13番(若生 寛君) なかなかこれに関しては、これまでさっきも話しましたが、何回となく小規模農家なり、あるいは条件の悪い農地の生かし方について質問しているわけなんですが、なかなか答弁には進展がないのかなと。そんな感じに思うわけでございます。

この間の新聞で農地の山林化、森林化といいますか、植林して何年かしたら農地から外すよというふうな話もありましたが、そういうのも選択肢の1つにして、条件悪いところ、やはりそれは何とかうまく活用できるような土地にしていければいいのかなと、こう私も考えたんですが、そういう情報入っていると思うんですが、それに対してはどう考えますか。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

そういった形で、今後農地として利用ができないような状況にあるものについては、確かに非農地証明ということで出すことで、農地から外すというようなところもございます。

ただ、町としましては、農業振興するといったところの立場もございますので、そういったところは今後いろいろな形で情報提供しながら、いろいろとその対象になる方とお話合いをしながら、どういった形にしていくかというところで検討のほう、協議のほうをさせていただければと。

議長(石川良彦君) 若生 寬議員。

13番(若生 寛君) なかなか周りの方々も心配というか、いろいろ考えているんですが、当事者はもっともっと深刻なはずなんですね。20年前、30年前は、そういうところでありながらも、田んぼ、米を作っていたわけでございまして、それがこういう状態、世の中がこんな状態になって、大変になってきてどうしたらいいかなと。木でも植えるかという考えを持っている方もいると思う。

その辺もう少し情報収集して、いいような方向に向けるように、やっぱり町でお金を出す。補助金出すというのもそのとおりかと思います。

やっぱりそういう情報提供も必要なことではないのかなと思います。 そういうことで、情報提供もぜひお願いしたいなというふうに思います。

今粕川、前川地区が圃場整備、再整備という形で進んでいるわけでご ざいます。それを合わせてということじゃないんです。昨年カントリー エレベーターを完成して稼働したわけでございます。その中に当初なかなか利用する方、面積が集まらないという話だったんですが、農協に確認したところ、約面積換算で250~クタールぐらい利用あったという話でした。

これがますます大郷の農業に寄与するのではないかなと思うんですが、カントリー、そのうち大郷の分は換算で162へクタールぐらいかなという話でした。まだまだ伸び代はあると思うんですが、なかなか自分で機械を持っている方々もまだ多いわけでございます。

その辺のもう少し利用を増やすような工夫、農協でもしていると思う んですが、町のほうでも何かの形で応援必要なのではないのかなと思う んですが、その辺何かお考えありますでしょうか。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

カントリーエレベーターでございますが、確かに議員のおっしゃると おり、当初見込んでいた面積、数量からは少ないような状況の実績とい うことで話のほうは伺ってございます。

そういった中で、町のほうとしても、できるだけカントリーエレベーター使うことで効率化を図り、経費の削減につなげていただければといったところの思いもございます。

その中で、今年度の予算の中で1キロ当たり1円ということでの補助金のほうも荷受けに対しての補助金のほうも出させていただいているところでございます。

今後農協さんと連携しながらということになるかと思いますが、カントリーエレベーターの利用についての推進につきましては、今後継続して続けていければと思っています。

議長(石川良彦君) 若生 寬議員。

13番(若生 寛君) やはり農協も一生懸命なんですが、町からの応援があるとなお心強いと思いますので、その辺よろしく、これまで以上の応援をお願いしたいなと思うわけでございます。

それで、この答弁書で販売マーケティング事業とあるわけなので、やはり物を生産するだけではなかなか能がないといいますか、販売先を見つけるというのが一番大事なことなのかなと思いますが、マーケティング事業について、もう少し詳しい、どのような売り先とか、もし考えがありましたらお聞きしたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

こちらにつきましては、農業振興総合補助金の中の1つのメニューと して組み込んでいるところでございます。

6次化も含めた販売促進事業としまして、まず、区分としまして、プロモーション事業、販路拡大事業、IT化支援事業、ブランド化推進事業、頑張る農業者支援事業の区分によりまして、具体的な内容としては、イベントの参加費であったり、商談のための必要経費、ホームページやオンラインショップの開設の経費、ロゴであったり、ラベル、キャラクターデザイン等の経費、施設の利用料、出展料等ということで、メニューのほう用意しているところでございます。

こちら確かになかなか御利用いただいていないという部分もございます。実績がゼロではございませんが、御利用いただいていないというところもございますので、この辺につきましても、なおPRもしながら、御利用いただき、販路の獲得につながればと思ってございます。

議長(石川良彦君) 若生 寬議員。

13番(若生 寛君) それと関連して、商品開発も進めるという話でございました。道の駅が開所されてオープンする際ですか、その辺も商品開発、農産物を使った商品開発云々と進んできて、ずんだにたどり着いたという経緯もあるんですが、商品開発、これやはり一番大事なものなのかなと思うんですが、それに関しても、道の駅あの頃は委員会といいますか、ある程度会を設けて開発に進んだわけなんです。あの会も多分オープンして終わりになったのではないかなと思うんです。

そういうのは、ずっと継続性が必要ではないのかなと思うんです。

商品開発に関して、そのような委員会なり何なりの設置なり、開催なり、この辺どうなのかお聞きします。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

新たな商品開発といった部分につきましては、既存の団体で大郷町農産加工者連絡協議会だったり、大郷町物産開発研究会であったり、そういうところで様々試行錯誤しているところでございます。

特に、加工連さんにつきましては、様々道の駅のほうで6次加工品ということで販売のほう、きちっと商品化までして販売のほうしていただいているところでございますし、町の物産開発研究会におきましては、道の駅でのソフトクリームを売っているファストフードのところがございますが、そこで売れる何らか新商品ということで、ファストフードの

研究ということで、今年度につきましても、一度試作会を開いて、来年度何とか、ちょっとコロナというところもあってなかなか開けなかったというところあるんですけれども、来年度何とか商品化を目指して、今進捗しているところでございます。

議長(石川良彦君) 若生 寬議員。

13番(若生 寛君) なかなか新しいものを創り出す、生み出すというのは、 大変なことかと思いますが、やはりマンネリ化している中で、そういう のを出して、ぱっと盛り上げる。それをマーケティング事業などを利用 して売り出す。これは、本当に大切なことではないのかなと思います。

最初申し上げましたのが常任委員会で農業の方々とした意見交換会の中において、やはり大郷町といったらこれだというのを作らなきゃ駄目じゃないかという話もありましたので、ぜひそれの実現に向かって進んでいっていただきたいなと、こう思うわけでございます。

畜産も農業の中ではないのかなと思うんです。ちなみに、昨年の1月から12月まで子牛の生産なんです。毎月1回市場があるわけで、その中で販売額が、販売頭数が400頭あったそうです。販売額で2億8,000万円、平均で1頭当たり70万円の販売であったというふうに聞いております。

畜産に関しては、ある程度年度末に支援していただいたり云々ということでございまして、何とか子牛のほうは順調にきておりまして、この頃後継者の方々も増えているという中で、今子牛が生まれて、大きくして売ると。それも手かと思いますが、やはり子牛も現在一貫経営という形で進んでいる方もおりますので、地産地消という形で進めていけたらなと思うんです。

畜産振興のほうも忘れないでやっていただきたいなと思うんですが、 町長なり、町長、子牛市場においでいただいて、生産者の方々とどうい うことを考えているのか、意見交換もしてほしいなと思うんですが、そ れに関して、何か考えがありましたらお聞きしたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) その前に、バイヤーの皆さんとの町とのいろいろなお付き合いも大事だというふうに思います。

生産と消費のバランスが取れないとどうにもならないわけで、過剰になって安くなってしまうということでもあるし、その辺の考え方、専門的な立場にある人たちと町との考え方、それをもって生産者の皆さんともお話を申し上げてまいりたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) 以上で終わります。

これで若生 寛議員の一般質問を終わります。

次に、8番石川壽和議員。

8番(石川壽和君) 8番石川壽和です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、大綱3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、大綱1番として、大型園芸ハウスについて。

- (1) として、待望の工事が着工した株式会社村上農園の進捗状況と 今後の見通しをお伺いします。
- (2) として、事業開始に向けて工事が進められている株式会社東北 アグリヒトの進捗状況と雇用の見通しをお伺いいたします。

大綱の2点目としまして、大松沢社会教育センター体育館について。 何年も前から屋根の雨漏りが指摘されております。町の公共施設管理 計画では、長寿命化して使用するとあります。ただ、現状をどう把握し て、今後どう対応していくのかお伺いをいたします。

大綱3点目、幼児教育について。

町の教育方針に、幼児教育については、認定こども園との連携とだけ 記されております。町は、園の教育方針なりとすり合わせをするなりし て、小学校、中学校同様に、町の教育方針として打ち出すべきと考えま すが、所見をお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) それでは、ただいまの石川議員の大型園芸ハウスの質問でございますが、この事業は、議員のお膝元の毎日恐らく目にしているものというふうに思いますが、株式会社村上農園につきましては、1月20日に盛土工事が始まり、2月中に全体を4ブロックに分けた基礎工事に着手いたしました。

今後ハウスの本体が給排水工事、試運転を行いながら、8月末に竣工 予定となってございます。

年内中の初出荷を目指しているところであります。

次に、株式会社東北アグリヒトにつきましては、令和元年台風19号により、竣工直前にこのような被害を受け、現在再建工事を進めているところで、今年の5月に竣工予定であります。6月から操業開始を目標としてございます。

その際の雇用については、外国人就労者十数名を含む90名の雇用が見 込まれているところであります。 大綱2と3については、教育長のほうから御答弁いただきますので、 私のほうからは以上であります。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。教育長。

教育長(鳥海義弘君) 次に、大綱2つ目、大松沢社会教育センター体育館に ついての御質問に答弁いたします。

大松沢社会教育センター体育館の雨漏りに関しましては、現地調査により雨漏り箇所の確認作業をしており、今後応急処理で対応する予定でございます。

老朽化に伴い改修等が必要になった施設につきましては、順次計画的 に進めてまいります。

次に、大綱3つ目、幼児教育についての御質問に答弁いたします。

本町では平成27年度に令和6年度を目標年度とする大郷町教育振興基本計画を策定しておりまして、それを基に大郷町教育基本方針を定めました。

その際、認定こども園側の意見等を聴取し、改訂を行ったところでご ざいます。

大郷町に生まれた全ての乳幼児を大郷町で保育するという認識の下、 定期的なこども園長、校長会議の開催等による情報の共有、町の指導主 事による指導助言、こども園と小学校との連携強化に努め、今後もこど も園の保育を側面から支援してまいりたいというふうに考えております。 以上でございます。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) 答弁をいただきました。

まず、大綱1の1番目、村上農園さんについてですが、ちょっと今見て、今の状況から8月末の竣工予定、本当にこれ8月末の竣工で大丈夫なの。その辺余計な心配かもしれませんが。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

こちら、村上農園に関しましては、村上農園のほうとの事業の打合せの中で、村上農園側から8月の竣工ということでの計画で今進めているといった内容ということでございます。

確かに今の状況を見ますと、というところはございますが、どういった形で工事をするのかという、そういった細かいところまでは伺っていないというところはございますが、ここにつきましては、変更ということもあり得るかと思いますので、そういったことがあった場合につきま

しては、何かにつけて御報告のほうさせていただければと。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) 東北アグリヒトさんの進み状況見ても、今から8月末までで完成するのかどうなのかと、ちょっと疑問なんですが、こうした場合は連絡するということなのであれなんですけれども、本当に今までいろいろな方とお会いすると、ああ村上農園のあそこどうなっているんだやという声がずっと聞かれていました。撤退したんじゃないのかというような話まで出るぐらい、とりあえず安心をしております。

ただ、前にもちょっと指摘したんですけれども、あそこに立てている 看板なんですけれども、前たしか議会で私質問したときに、対応する、 対処するというようなお話いただいたんですが、今朝も通ってきたんで すけれども、2019年の着工予定とまだなっています。

そこで、8月竣工予定、ずれるかどうかは別にしても、このような看板立てていただくと、周りの方から見るとかなり安心して、その都度見ていられるものですから、その辺どうお考えなのかお教えください。

議長 (石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) 看板のほうでございますが、現地で確認のほう させていただいた中で、しっかりと対応していただくよう、町のほうか らも要請したいと思います。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) よろしくお願いいたします。

それから、東北アグリヒトも順調に進んでいるようで、前よりもかなり大きいなという印象で、毎日見ているんですが、これも今年の5月竣工予定でということで、これもまた一安心しているところなんですが、雇用について、外国人就労者十数名を含む90名程度を見込んでいるとあるんですが、この雇用について、町のほうにはどんな問合せなりアクションがあるか、その辺どうなのか。

東北アグリヒトさんから町のほうにどんなアクションがあるのかお聞かせください。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

こちら、東北アグリヒトさんのほうから雇用の関係ということでの町の話ということでございますが、まず、ありましたのが外国人就労者の方が20名弱の方がいらっしゃるということで、その住居について何とかならないかということで、空き家のほう何軒か、3軒ぐらいということ

でお話をいただいておりましたが、何とかならないかということで御相談のほういただいており、それを受けまして、各、大松沢の区長さんのほうにお話のほう伺って、これから東北アグリヒトのほうには御提案のほうさせていただければというような内容になってございます。

それから、東北アグリヒトだけに限らずというところで、先ほども話しましたが、継続調査というところで、各法人のほうに調査のほうしているところでございますが、住居の関係であったりというところでの需要がどのぐらいあるかということでの調査を実施しているところでございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) 空き家の提供というのも確かにそうなんでしょうけれども、つい最近町で手広くアパート経営している方とちょっとお話しする機会がございました。空き状況とかどうなんだというお話にもなって、こういう大型施設園芸の方に対しても町の対応ということで、お聞きしたところ、依頼があれば情報も提供するし、たまたま高木商店さんですか、あそこでは会社で1棟借り上げのアパートをこの方が建てて、今提供しているようなんですが、必要であれば新築もみたいな話もしていましたし、その辺アパートをお持ちの方と町のほうで接点持っていらっしゃるのかどうなのか。空き情報の確認とか、打診があったときに町のほうでこういうのありますというような、紹介できるような体制あるのかどうなのか、その辺ちょっとお聞かせをください。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(千葉 昭君) お答えいたします。

正式なそういったものはございませんが、水面下なり、直接お話の中でそういう情報の共有といいますか、そういった情報をもらったり、こちらから出してみたり、そういう会話のほうは常にさせていただくことを心がけているところでございます。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) その辺もぜひ照会があったときに、こちらからすぐいい のがありますというような紹介ができるように、体制を整えておいてい ただければ、来る方も安心できるのかな。

よもやま話になりますけれども、お嫁さんとか、女の方、家の近くに 勤めるのはという、どうも嫌うような傾向もあるみたいで、そこで、東 北アグリヒトさんの90名程度の雇用ということで、ひょっとすると、町 外からの住まいを求める人もあるのかもしれませんし、その辺も頭に入 れていただいて、打診があったときに対応できるようにしていただければなと思います。

次に、大松沢社会教育センターの体育館の屋根の雨漏りについてなん ですが、ちょっと聞いてみると、もう10年以上も前からこういう話があ って、あそこでゲートボールしている人たちから極端な話すると、大松 沢に4人も議員いて、何とかならないのかやと、恥ずかしい話なんです けれども、こういう話までされました。ここのところ、何回か町のほう にもお話しさせていただいて、でも、ついこの間どうも調査して、見積 り取って、修理に向けてやっているようだというような話も聞いて、今 日はいい返事が聞けるのかなと思って伺ったんですが、今答弁の中に、 現地調査で雨漏り箇所の確認作業をして、応急処理をするというような ことだったんですが、ただ、まだ確認作業をしていないのかどうなのか 分かりませんけれども、屋根の確認作業をしたのであれば、昨日ですか ね、私もちょっと行ってみたら、雨樋に杉の木が生えているんですよね。 だから、どうもこの現地確認までしていないのかなと。現地確認多分 屋根屋さんがしたのであれば、あの杉の木ぐらいは、除くんじゃないの かなと思って見てきたんですが、現地確認の状況というのは、現在どの ようになっているのかお聞かせください。

議長(石川良彦君) 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長(赤間良悦君) お答えいたします。

現地確認については、内部からの天井の状況の確認をしています。

屋根の上につきましては、雨漏り箇所につきましては、屋根の構造上、 左右からの雪が集積して日当たりが悪いものですから、ずっと残ってい る状態です。

安全上、上に上っての確認作業については、状況を見て行うという調整をしております。

杉の木につきましても、こちらで現場確認しております。そちらにつきましても、屋根に上った際に除去及び併せて屋根の塗装の状況等も確認しながら、今後の改修、必要かどうかも併せて検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長(石川良彦君) ここで10分間休憩といたします。

午前 11時02分 休憩

午 前 11時11分 開 議

議長(石川良彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

石川壽和議員。

8番(石川壽和君) 細かいことではございますが、そういう確認作業、雨漏り箇所の確認作業やっているんだということを見せるためにも、あの雨樋の杉の木だけは早急に取り除いたほうがやっているんだなという位置づけになると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

四、五年前にバケットのある高所作業車で地域の方が無償で雨樋掃除なんかもされたようなんですけれども、そういうのを見ている方からすれば、雨樋に杉の木というのもちょっとどうかなとも思いますので、その辺お願いしておきます。

それでは、大綱3番目の幼児教育についてでございます。

教育委員会が出している事業点検報告書の中に、認定こども園とのことで成果と課題、今後の取組という形で表記されておりますが、教育要覧、大郷町の教育の中に先ほど御質問でも申し上げましたけれども、幼児教育の欄が認定こども園との連携とだけなっているのがちょっと私気になったもので、町の宝と言われている幼児の教育の方針を園側の方針とすり合わせるなどして、町の教育方針として明記できないものなのか。その辺お聞かせをいただきたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(菅野直人君) お答えいたします。

教育長の答弁のほうからありましたとおり、大郷町教育振興基本計画というものがございまして、その頭出ししたものを教育基本方針という形でお示ししておりますので、幼児教育の推進という言葉だけになっているわけでございますけれども、この教育振興基本計画の中では、大郷町に生まれた全ての乳幼児を大郷町で保育するという考え方になっておりまして、主な取組としましては、幼児教育の推進という中で、質の高い幼児教育を充実していくということと、あと、宮城県の教育推進方針でもあります学ぶ土台づくりの推進、それから、特別支援教育等の充実、ふるさと教育の推進、魅力ある教育環境の充実ということで、推進という言葉だけでなくて、主な取組として、このようなことを行うということは定めております。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) この間の教育民生の常任委員会の所管事務調査の中でいただいた資料の中に、町の教育方針として、誇り豊かでたくましく生きる人間の育成を目指して、それから、法人みらいさんで生きる力の基盤づくり、しなやかな精神を育むこども園を目指してと、こうすばらしい文言が並んでいます。

この辺をすり合わせして、きちんと教育要覧に明記したほうが私はいいんじゃないかなと思っているんですが、その辺今教育長、どんなふうな考えお持ちなのかお願いしたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。教育長。

教育長(鳥海義弘君) 今課長から答弁申し上げましたけれども、そういう経過でそういった文言の整理をしているということでございますので、ただいま石川議員からございましたことも踏まえながら、関係者とちょっと検討させていただきたいと思います。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) その辺よろしくお願いします。

小学校、中学校については、かなり詳しく教育方針なり、並んでいるのに対して、この幼児教育に関しては、この1行だけしか私見つけられなかったので、ちょっと寂しいなと思いましたので、質問させていただきました。

教育民生の所管事務調査の中で、認定こども園さんで取ったアンケート、後日なんですけれども、頂きました。若干の苦情はあるものの、この苦情も連絡の仕方とか、連絡の期間とか、そういうことのようでした。大多数の方が教育指導面という、良好で感謝の言葉も多々あって、このまま続けていただきたいというような内容でございましたので、すごく安心をしたところでございます。

ただ、気になったのが職員の言葉遣いということが、すこし時間まだあるので、読みますけれども、時々先生方の言葉遣いや表情が気になりますと。子供たちが伸び伸びと育つよう、笑顔でゆとりのある対応をお願いしたい。それから、電話口での言葉遣いの悪さとあります。

子供は敏感で、親なり先生のことをよく見ています。うちも孫がいて、昨日娘がみそ汁をこぼして、じゅうたんの上にこぼした。そうしたら、まだ2歳になる孫が新聞を持ってきて、その上に置いて足でどんどんと踏むと。本当に見ているんだなと思いました。

テレビなんかを見ていると、箸の持ち方一つで周りからばかにされて、 それが極端なことでいじめにつながったりというようなこともあるやに も聞いておりますので、園側では指導徹底していくということだったん ですが、認定こども園にお任せして、町で町営でやっているときはもう 少し町で肩入れできるのかなと思うんですが、その辺認定こども園との 関係の構築をもう少しきちんとしていただきたいなと思うんですが、そ の辺、アンケートの結果も踏まえて、どう捉えていらっしゃるのかお伺 いをしたいと思います。

議長(石川良彦君) 町民課長。

町民課長(片倉 剛君) お答えいたします。

認定こども園は、ふだんから常に連絡を取り合っていまして、こういったアンケートに関しても今回見せていただきました。

私のほうからもこういった苦情だったり、いい面とか両方ありまして、 そのことに関して園長さんのほうとお話しておりますので、今後ともそ ういった、いい関係を築きながら、指導とは言いませんけれども、お話 しできれば、保護者の方や子供の方が不安にならないような対応を取っ ていただくようにしていきたいと思います。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) 町でお任せしているんですから、指導という形で私は一向に構わないのかなと思って、今お聞きしたんですが、認定こども園の経営について、前はるる心配される面もありましたが、今朝の新聞でしたか、色麻町さんでもこのみらいさんに今度託すというような報道がされています。

あれを見て、多分大丈夫なんだろうなと思ったんですが、その辺園の 経営状況も町のほうできちんと把握しながら対応していただきたいなと 思うんですが、その辺についても最後に一言いただければと。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町民課長。

町民課長(片倉 剛君) お答えいたします。

経営状況についてということなんですが、園のほうでも経営状況を公開しておりますので、私のほうでも毎年それを確認しながら行っていきたいと思います。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) それから、この間何かのチラシで私見たんですけれども、 先生の募集というチラシを見せていただきました。

以前いろいろな方からのお話で、ここは足りているというようなお話 もあったんですが、その辺どうなのか、把握していらっしゃればお伺い をしたいと思います。

議長(石川良彦君) 町民課長。

町民課長(片倉 剛君) 以前に園の園長先生と理事長さんとお話する機会がありまして、そのときに募集の話にもなりまして、ハローワークとか、あとは人材紹介会社のほうに募集をかけて募集しているんだということは聞いております。

ただ、実際すぐ来るかというところになりますと、なかなか難しい面があるというお話でしたが、人員は確保するように努めているというお話でした。

- 議長(石川良彦君) 石川壽和議員。
- 8番(石川壽和君) その辺もきちんと町のほうで、さっき指導という言葉どうなのかという話しましたけれども、とにかくお任せする以上は、きちんと管理をして、指導していっていただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。
- 議長(石川良彦君) これで石川壽和議員の一般質問を終わります。 次に、12番千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) それでは、日本共産党の千葉勇治です。通告に従いまして一般質問、大綱3つについて、町の考え方をお伺いしたいと思います。 まず1番目、町の男女共同参画基本計画の取組状況についてお伺いします。
 - (1)としまして、女性の地位向上などを目的に、1999年、平成11年ですが、6月に男女共同参画基本法が制定されまして、23年目を迎えますが、市町村の計画策定はあくまで努力義務だとされている中で、既にそういう中にあっても、全国の町村部では69.4%が策定されております。そこで、本町における計画策定の現状と今後の基本法制定に取り組む姿勢について、町の考え方をお伺いします。

本町役場職員の管理職に就任している女性職員の比率は、全国の市町村における課長担当職以上が15.8%という数値に比較し、極めて低いというか、ほとんどいないという状況だと思います。

女性進出の機運をまずは庁舎内からという構えが求められていると思います。

そのことに対する町長の所見をお伺いしたいと思います。

3つ目、住民の声を町政に反映させることを目的に各種委員会が設置されておりますが、特に政策方針決定にかかる委員会への女性参加比率、政府目標は、2020年までに30%ということですが、県も同じようですが、高めるべきと考えますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

大綱2、全ての子供に楽しい給食時間をということで、意見について お伺いします。

文部科学省が示した学校給食における食物アレルギー対応指針の中で、 基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全にかつ楽しんで過 ごせるようにするということになっております。 確かに今コロナ禍の中で、この楽しんで過ごせるということについては、なかなか大変だと思いますが、しかし、その環境からかけ離れているのではと思われることがあります。本町の食物アレルギーの児童全てに対する取組と今後の計画について、教育委員会の考え方をお伺いしたいと思います。

(2)食物アレルギーや他国の食文化の違いなどの事情により、学校側で提供する学校給食を利用することができず、自宅から弁当を持参せざるを得ない子供もたくさんいると聞いております。その子らの保護者に対する給食負担について、町が取り組んでいる学校給食費無償化事業を鑑み、学校給食費同等の金額を補塡すべきと考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

大綱3、住民の安全安心が保障される開発行為をということで、2点 についてお伺いします。

1点目は、令和4年度の施政方針にも人口減少対策の一環として、定住化構想がまちづくりの大きな柱の1つに位置づけられておりますが、 今後ますます宅地造成に係る開発申請が予想されます。

その際、そこに暮らす住民生活の安全安心が担保される造成計画が最低限求められると考えます。

そのことに関する町の考え方をお伺いします。

(2) 味明地区内で開発行為が進められておりました森のアルパジョン複合施設計画のその後の状況について、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

以上について執行部の考えをただしたいと思います。お願いします。 議長(石川良彦君) 初めに、答弁願います。町長。

町長(田中 学君) ただいまの千葉議員の御質問にお答えしたいと思います。 大綱1つ目の町の男女共同参画基本計画の取組状況についての(1) でありますが、男女共同参画基本計画策定につきましては、令和4年度 から2カ年の予定で策定に取りかかる計画であります。

国や県の計画を踏まえつつ、時代に即した計画の策定が求められることから、業務を委託して策定いたします。

策定に当たっては、国の基本理念にのっとり、男女共同参画社会形成の促進に関し、本町の課題を的確に捉え、地域の特性に応じた施策を進めてまいります。

(2)の役場内の比率の件でございますが、現在本町の管理職に女性はおりません。しかしながら、中間管理職と言われる課長補佐相当職に

つきましては、59.1%、係長相当職では34.6%となってございます。

なお、採用試験時の受験者における女性の割合は27%、うち採用に占める女性の割合は23.3%で、本町職員全体に占める女性の割合は34.3%となっております。

男女共同参画社会実現の取組に向け、女性と男性が平等な待遇の下に 労働や生活ができるよう、管理職の登用につきましても総括的かつ計画 的に進めてまいりたいと考えております。

(3)の政府目標が30%とされてございます。政策方針限定に係る委員会への女性参画率につきましては、令和3年4月1日現在、本町は20.2%となってございます。

女性のみならず、若い世代など、多様な人材の活躍と資源を活用し、 地域の課題に積極的に取り組んでいけるよう努めてまいりますので、議 員の皆様にも御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

大綱2につきましては、教育長に御答弁いただきますが、先に(2) を、大綱3を私が申し上げさせていただきます。

大綱2の2つ目のアレルギーのある児童生徒への学校給食費相当の金額を補填についてでございますが、アレルギーの状態は、児童生徒のケースによって様々ございます。一律の対応は難しく、十分な検討が必要となります。

アレルギーのある児童生徒にも食べられるのは、できるだけ食べても らえるように、給食の提供を続けてございます。

今後もどのような対応ができるのか、検討してまいります。

なお、現在は、給食が全部停止となっている児童生徒はございません ので、この辺も今後の課題であります。

次に、大綱3つ目、住民の安全安心が保障される開発行為をの御質問でございますが、(1) 宅地造成計画への考え方でございますが、災害への備えや近隣地域との接続も含め、開発地における住まわれる方の安全や利便性についても十分に留意した上で指導を行ってまいりたいと思います。

(2) の味明地区内の開発計画でございますが、町に提出されている 造成に伴う土地利用計画にも変更が生じるため、現在事業者において図 面等含めた変更手続に必要な書類を作成中でございます。

以上がいただいた答弁といたします。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。教育長。

教育長(鳥海義弘君) 次に、大綱の2つ目(1)について答弁申し上げます。

(1)の食物アレルギーの児童生徒に対する取組と今後の計画についてでございますが、本町では大郷町学校給食食物アレルギー対応マニュアルに基づき、小学校入学前の就学時健康診断でアレルギーに関するアンケート調査や保護者と養護教諭の面談を行っております。

その後保護者から医師の診断書を兼ねた学校生活管理指導表等の提出 を受けて、再度面談し、保護者の申請とアレルギーの状況によって詳細 な献立表による情報提供と該当する食物の除去、牛乳停止、一部弁当持 参、給食全部休止等の対応を行っております。

現在給食センターでは、構造上アレルギー食の調理はできないため、 今後もこの対応を継続してまいります。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) ありがとうございます。

では、大綱1問目からお聞きしたいと思います。

1番目の(1)について、最終的には業務を委託して策定するということですが、ほかの自治体、例えば富谷市あるいは大和町の既に4次計画出しております。あるいは、大衡村でも今回住民の声を聞くということで、いろいろ皆さん方から声出しているわけですが、今回町民の意見を含めて、推進体制についてどのような考えを持っておるのか。

ただ、業務委託だけじゃなく、町民の声を聞くということが一番だと 思うんですが、その辺についてどのような対応されているのか。総務課 ですか。お願いしたいと思います。

議長(石川良彦君) 総務課長。

総務課長(遠藤龍太郎君) 答弁いたします。

基本計画の策定に当たりましては、住民へのアンケート調査を、住民の意識調査を行いまして、その意見を吸い上げた中で計画の素案づくりを行ってまいりたいと思っております。以上です。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 見通しはいつ頃までの予定で、最終的にはこれが計画出されて、その計画がどのように実施されているか。チェックも、いわゆる進捗状況ですか、それも確認する必要があると思いますが、その辺の経過について示してほしいんですが。

議長(石川良彦君) 総務課長。

総務課長(遠藤龍太郎君) 答弁いたします。

計画書の作成につきましては、町長が答弁したとおり、令和4年度と 5年と、2カ年で計画書を作成する予定でございます。 計画期間は、5年間としたいと思っております。以上でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) そもそも、今から約二十数年前に出された計画をなぜ大郷町はこのたとえ町村は努力義務だといいながらも、7割以上の自治体がもう既に取り組んでいるわけですよ。なぜ大郷はやらなかったのか。その辺について、町長の考え方をただしておきたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 以前には女性課長何人か登用してございました。私が離れてからは、課長が登用されていないようでありますが、ただ、課長補佐クラスが大分多くなってございますので、今後、二、三年後からは大分課長職が女性になってくる構造になってございますので、その辺なども今後十分活用してまいりたいと思います。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) それは、後から私触れたいんですが、まず、土台である 基本計画の策定についてお聞きしているんです。町の状況別にして。

私大和町のこの例が極めてすばらしいなと思っているんですが、やはり庁内の推進体制の整備ということで、総務課の中に推進体制の課を、内部の課というか、内部のある。それに対する専門職を置いているというような状況があるわけなんですが、町ではそういう、本当に総務課の中で誰が担当するかと、具体的に出ているんですか、もう既に。その辺どうなっているんですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(遠藤龍太郎君) お答えいたします。

まず、担当課のほうでございますが、総務課の総務係のほうがこの計画の策定に当たっての係となります。

それから、大和町のお話が出ましたが、大和町さんは人口2万7,000台、大郷町は8,000弱でございます。職員数の数において大分差がございますので、専門的な職を置くことが本町においてはかなり難しいものと考えております。以上でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 今職員人数の問題が出ましたが、男女共同参画基本計画 というのは、基本的には女性の声ももっともっと採用してまちづくりに 活性化図りなさいというのが大きな趣旨ですから、まちづくりという、 いわゆる全体ですよね。

そういう点で、職員が少なければ、その課にもっと職員を増やすなり

して、男女共同参画基本計画を作成していくというのに本腰を入れて対 応する考えはないんですか。それ必要だと思うんですが。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 財政に応じた職員の数、仕事に応じた職員の数、町民の人数に応じた、町民人口に応じた数、様々この数のバランスを取りながら、まず、収支の取れる自治にすることがまず何よりも肝要であります。そういうことから、今現在どうなのかという、その人数に十分満たしているのかというものにあまり触れたくないのでありますが、今の人数が一番本町にとってバランスの取れた対応であるというふうに思います。ただ、なぜこんなにも時間外が伸びているのかということが今朝もちょっと財政とも副町長とも会議を持ったんですが、なぜこんなに時間外が増えるのかと。職員の人数が足りないのかということなども話ながら、いずれにしても、今年度から男女共同参画型社会に適用した大郷町役場がなるように、2カ年の年次で様々な議論を深めながら時代に即した男女共同参画型社会を形成できるように、しっかりした方針を構築して、お示ししたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 先ほど大衡村の例を出したんですね。確かに大衡村も人口が少ない中で、今年からこちらの対応ですが、大衡村男女共同参画プラン案に係るパブリックコメント手続の実施ということで、もう大衡村でも全体の雇用ど真ん中で聞こうということで、聞いた中で初めて業務委託されても、委託された会社も初めてまちづくりのいわゆる一翼を担える、大郷のこれがどのようなものなのか、やはりある程度土台が、声があって、そして業務委託されていいものがつくられると思うんですが、そういう点では、業務委託する以前に、町としては何らかの形でそういう聞く機会を急いでやるべきだと思うんですが、その辺はどう考えているんですか。

議長(石川良彦君) 総務課長。

総務課長(遠藤龍太郎君) 答弁いたします。

先ほども申し上げましたが、まず、業務委託をして、その中で町民の 意識調査を実施し、計画の素案をつくります。その上で、パブリックコ メントをいただき、最終的な形に計画をまとめるものでございます。以 上でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) そうしますと、業務委託をする中で初めてそういう作業 が出てくるということで理解していいんですね。

議長(石川良彦君) 総務課長。

総務課長(遠藤龍太郎君) そのとおりでございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 地域の特性に応じた施策を進めるということでございますので、ぜひ大郷の地域に合った計画が成り立つようにお願いしたいと思います。

それから、(2)番目に入りたいんですが、本町のこの役場職員について、先ほど町長からも話あったんですが、実際はゼロなんですね。管理職は。ここに座っている方がゼロということで、この辺について、町長、本当に今までもチャンスはあったと思うんですが、やっぱり人材的にいないからということになるんでしょうが、答え聞けば。

これまで育成してこなかったという問題あるんじゃないですか。どうなんですか。育て方について。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 私も町長今5期目を迎えてございます。前の務めていた その後8年間の時間、私は全く町政は認識ございません。戻ってきたら、 様々な問題がございました。

そういうことからして、今初めて5年前、4年前の人事から私が手をつけたわけであります。今の男性課長なかなか優秀な課長である。そう私は認識をして、いずれ今後退職する課長も出てくる。それに備えて、今課長補佐の皆さんにいずれ本町の屋台骨になってもらう女性の管理職、どんどん出てくるものというふうに思っておりますので、今管理職いない状況ではございますが、それ以上の対応に私は女性を別に問題にしているわけでもないし、何ら恥じることない対応であるというふうに思っておりますが、議員は何を申し上げたいか分かりませんが、我々は今この人事がベストでやっているということであります。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 私が何を申したいかということで町長が分からないようですが、私思うのは、もっともっと女性が参加することによって、いわゆる町の心臓部にもっともっとまちづくりが広く、いわゆる半々の人口割占めているわけですから、男女が。そういう場合に、もっともっと女性の声も生かされる、いわゆるこのまちづくりに出てくるんじゃないかという点で私思うのであって、町長は、十分に女性の声も反映されてい

る、今まちづくりやっているというふうな答弁に私取るんですが、どこ からそういう考え出ているんですか。

議長(石川良彦君) 町長。

町長(田中 学君) 今総務課の遠藤課長の下に近藤補佐いる。町の屋台骨を背負っている財政課の熊谷課長の下に上杉補佐がいる。農政商工課も、重要なポスト、ポストに女性の補佐が抱えている。課の会議の中で私が聞いている範囲では、課長と同等の職員の意思を反映させる、そういうリーダー的な雰囲気で課を盛り上げているというのが補佐の皆さんの認識であるというふうに伺っておりますので、何ら私は今の立場を十分この立場にいる補佐の皆さんは、課長と同等の雰囲気で業務等に従事していると。

税務課も女性ですよ。町民福祉課も女性ですよ。みんな重要なポストに女性の声がどんどん反映されるような、そういう雰囲気になっているということでございますので、今の本町の体制には私はこの議会の事務局次長も女性ですよ。みんな女性のパワーが大郷町の基礎をなしているというふうに私は認識してございますが、議員の皆さんいかがですか。皆さんそう考えています。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 確かに、補佐的にはここに数字が59.2%ということで、 次なるものに期待はもちろん持てるんですが、私質問の中で話したのは、 女性進出の機運ということで、町に、例えば傍聴人が今日何人かおられ ますが、ここに来てみた場合に、やっぱり女性じゃないんです。男性で すよ。ここに半々、半分の女性がいれば、もっと違ってくるわけです。

私は、そういう点で、まちづくりの機運も高まってくるということも 含めて、今回質問したわけで、通告したわけで、ですから、今回の答え の中で、今は私管理職ゼロなの分かっていますから、いないのは。

ただ、59.2%いるということ、まして、今町長の答弁でも課長補佐が 十分に対応しているということですから、今後将来的に、近い将来につ いては、十二分に課長になる能力のある方々が今いるということで理解 していいんですね。

議長(石川良彦君) 町長。

町長(田中 学君) そういうことであります。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) いや、総合的、かつ計画的に今後も進めてほしいと思います。

それから、3番目に入りたいと思いますが、本町で政策について20.2%がもう既に女性参加が入っているということですが、根本は何ですか。20.2というのは。根本教えてください。何々の委員会が何人定数の中で何人が女性か。それを教えてください。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(遠藤龍太郎君) お答えいたします。

地方自治法202条の3に基づく審議会等の女性の登用状況になります が、1つ目として、市町村防災会議のほうが委員総数20名のうち2名、 構成比10%、防災会議、同じですが、総数19名のうち2名が女性。構成 比10.5%。それから、民生委員推進委員会、こちらのほう7名で、うち 1名、構成率14.3%。それから、国民健康保険の運営に関する協議会、 委員総数9名のうち1名。構成比11.1%。それから、社会教育委員会、 10名のうち3名、構成比30%。スポーツ推進委員審議会等、5名のうち 1名、構成比20%。地方文化財保護審議会、4名のうち女性はおりませ ん。構成比ゼロです。それから、情報公開審査会、5名のうち女性はお りません。構成比ゼロです。それから、個人情報保護審議会、こちらも 5名のうち女性はおりません。ゼロです。それから、政策審議会、22名 のうち3名、13.6%。教育支援審議会、こちらのほう9名のうち7名、 77.8%。学校給食センター運営委員会、7名のうち2名、28.6%。奨学 資金貸与選考委員会、9名のうち3名、33.3%。介護保険運営委員会、 9名のうち1名、11.1%。都市計画審議会、8名のうちゼロ、構成比ゼ ロです。上水道運営審議会、8名のうち2名、25%。食育推進会議、12名 のうち6名、50%。合計で149委員のうち32名が女性となります。

それから、地方自治法180条の5に基づく委員会等の女性の登用状況でございますが、教育委員会、4名のうち1名、構成比25%。選挙管理委員会、4名のうち女性はいません。ゼロです。監査委員会、2名のうち女性はおりません。ゼロです。農業委員会、11名のうち2名、18.2%。この分で24人中3名が女性ということになります。

なお、選挙管理委員会のほうですが、補充員のほうには1名の女性が います。

以上でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 今後精査してみたいと思います。

そういうことで、20.2%、本町なっているということで、それでも30% 目標からするとまだ遠いということで、これも近づける必要があると思 うんですが、町としてどのように考えておりますか。近づけるための努力。

議長(石川良彦君) 町長。

町長(田中 学君) これだけ女性の活躍する場がこんなにもあるのに関わらず、いないということは、行政の質の低下、これも言えるかもしれません。

また、ここに住んでいる町民の方々の行政に対する関心も低いという ことも行政の責任かもしれません。

聞くところによりますと、富谷あたりなんかは、委員会、どんどん女性が参加したいという、そういう要望があって、選択に困るという、そういう自治もございます。

ここは、新住民と言われる新しい人々がこの町には少ないのがそういう状況であるというふうに考えますので、今進めようとしている交流人口を事業の骨格に取り込んでいこうと。大郷町においでになっている皆さんにいろいろな形で行政の中に取り込み、事業計画を進めてまいりたいということを施政方針でも申し上げているとおりでございますので、新しい住民が新しい大郷町をつくるというテーマに私はもう少し汗を流す必要があるということであります。

絶対まちづくりにはやきもちやいては駄目だ。このやきもちが大郷町が停滞していた、合併して今年で68年を迎える。そろそろこの辺でそういう雰囲気をぶっ壊すということに私は力を入れてまいりたい。それが私の5期目の挑戦であります。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 答弁に具体的に、もう少し具体的に欲しいんです。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 具体的には、もう少し新しい人が入ってきたら、こういう制度もございますので、どうぞこういうものに参加していただきたいというのを各担当課に1つのテーマとして位置づけをしてまいりたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時 15分といたします。

午 前 11時59分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き、千葉議員の一般質問を続けます。 千葉勇治議員。 12番(千葉勇治君) 2問目に移りたいと思います。

大綱2番目の1の回答の中で、構造上とても修理はできないということでしたが、検討してみた結果あるんですか。今の例えば仕事で、今の給食センターをどのようにやってどう進めると、その辺の検討した結果はあるんですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(菅野直人君) お答えいたします。

完全にやる場合には、まず、調理をする部屋を全く分ける必要がございますし、作る人も別の人が作らなきゃならないということがございますので、具体的な検討というか、今の構造の中ではそれはできないというふうに判断しております。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) それ、若干教育長に見解を求めておきたいんですが。

よく命ということで、かなり重さを1つの命を守るためにあらゆる財産を投げてでもやるというふうな構えが自治体にもよくあるんですが、教育長としては、このいわゆるアレルギー対策に係る費用について、よく費用対効果という言葉出るんですが、費用対効果ではない、私は命を守るという観点が大事ではないかと思うんですが、そのことについてどう考えていますか。

議長(石川良彦君) 教育長。

教育長(鳥海義弘君) 学校教育を推進していく上で、一人一人の子供の命を とにかく守るということは大前提でございます。

学校が始まってから下校するまでそのことを徹底していかなければなりません。その中の1つに給食があるというふうに思います。

その上で、アレルギーのことにつきましては、こういう今までも与えられた条件の中で小まめな対応をしておりますので、今課長が回答申し上げましたけれども、そのような形でやっていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) このアレルギーのことについて、前にも質問した経過があったんですが、確かに調理室を作るにはかなりな経費がかかるなり、時間もかかるという答弁をもらって、駄目だという話が出たんですが、ほかの自治体でも多分こういう子供は、こういう状況ですから、今の時代ですから、出ていると思うんですが、ほかの自治体、富谷とか大和、富谷は人口多いからですが、大和町なり大衡あるいは1万人未満の自治

体の中で取り組んでいる自治体はないんでしょうか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(菅野直人君) お答えいたします。

富谷、黒川の状況でございますが、富谷市は取り組んでおります。大和、大衡につきましては、利府もそうですけれども、やっていないという状況でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) これは、共同で出資して、そういうものを造るということを検討したことはあるんですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(菅野直人君) 私が学校教育のほうに来てからは、そのような のは今まではないということでございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 多分どこの自治体でもこの辺についていろいろ悩んでいると思うんですね。

ぜひ、そういう点では、機会ありましたらというか、機会をつくって、 他の自治体、やっていない自治体がそういうことができるかできないか 検討してほしいと思います。お願いしたいと思います。そのことについ てどう思いますか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(菅野直人君) それぞれの自治体でどのような状況かというと ころも含めて、機会がありましたら、お話のほうしたいと思っておりま す。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 答弁見ますと、全部停止している児童はないが、一部持 参はあるということの内容に取れるんですが、その辺についてもっと詳 しく、どういう内容が一部弁当持参ということになってくるのか。全部 停止でないということになってくるのか。多分御飯か何か持ってくるか と思うんですが、その辺、実態として数名しかいないという実態の中で、 町としてつかんでいると思うので、どういう状況ですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(菅野直人君) お答えいたします。

学校給食のほうでアレルギーを対応している児童数、小学校は11名で ございます。中学生につきましては、2名でございます。

このうち、一部自分の食べられないものを除去して食べている方がほ

とんどでございまして、その食べられないもののときに一部弁当を持ってきていると。その中のおかずが食べられない場合に、おかずに代わるものだけを持ってきているという児童が小学校は1名、先ほどの11名のうち1名、中学校は2名のうち1名でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) そうすると、私2番目に、いわゆるそういう方々もかなり保護者としては弁当作るのに苦労していると思うので、せめておかず代になるか、あるいは食事代になるか分かりませんが、その分は何らかの形で学校、町が無償、食費全額無償にしているという中で、そういう方々に対する支援もあってもいいのではないかというような考え持ったわけなんですが、その辺について、これは町側のほうかな。町長は、その辺の理解はどうなんでしょうかね。お願いしたいんですが。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 大変千葉議員の御質問、子供たちを本当に尊重する、大事にする精神に頭の下がる思いであります。

ぜひ今後新しい、こういう事業に取り組める財政環境をつくって、子供たちの本当にいい学校に、給食を食べることが楽しくなるような、そんな給食環境をつくってまいりたいというふうに考えます。

もう少し協議が必要だというふうに思いますので、前向きに取り組み たいなというふうに思うところであります。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 町長のそういう前向きな姿は、私いつも見て、ある面味でかなり評価するところもあるんですが、ただ、時間がかかる、あるいはそういうのが可能なのかどうか分からないという中で、せめておかずぐらい、あるいは、また、ここに2番目で出しておりますが、通告出しておりますが、いわゆるある外国人などの学校給食見た場合には、いわゆる食文化の違いで、肉を食べられない、何を食べられないということで、大分家から持ってくるとか、そういう、また、若干同じ学校給食の中でも、その時間帯だけは特別な環境の中で対応せざるを得ないというふうな状況が私は考えられるわけなんですが、それから見た場合に考えるわけなんですが、そういう方々に対しても、せめて心労、心の苦労に対する支援という形で、何らかの形で町長が胸張って進めている学校給食の全面無償化につながるような方法にお願いしたいと思うんですが、どうなんですか。

議長(石川良彦君) 町長。

町長(田中 学君) せっかくここまで議論したわけでありますから、この議論がここで止まることなく、前にもっと進めて、目的が達成される内容にしたいというふうに思います。

ただ、こういう特殊なアレルギー体質の子供たちに対して他人が作ったものを安心して食べられる、そういう精神が相手方にあるのか、ないのか、その辺なども医学的なところで考えてみたいなというふうに思います。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) ですから、私思うのは、いわゆるかなり今後とも構造上アレルギー食に対する給食センター造るということに対して、時間がかかる、あるいは費用がかかるということになれば、それはまずある程度我慢してもらう中でも、せめて学校に給食持っていくという方、保護者に対しては、何らかの支援するだけでも十二分に理解してもらえるのではないかと、今町長が思うように、確かに本当に食べてくれるのかと。例えば学校でかなり投資して造って、センター造って給食持っていったと。ただし、それが食べてもらえるかどうかということになっても、さらに成果として出てくるかどうかという疑問もあるので、そのこと、そういう方に対しては我慢してもらうと。我慢してもらう中で、幾らか給食費の支援していくというふうなことの対応がぜひ私は必要ではないかなと思うんですが、どうなんですかね。そのことについて。

議長(石川良彦君) 町長。

町長(田中 学君) 学校給食費全面無料化になったことによって、こういう 問題を議員がおっしゃっているというふうに理解するわけであります。

そういう中にあって、学校給食を受けられない子供に対しての親のほうに何らかの手当をという御意見かというふうに承りました。

その辺なども含めて、内部で鋭意検討し、周りの町村の今やっている ような事例なども踏まえながら、対応してまいると。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) そのような検討を深めてほしいと思います。ありがとう ございます。

続きまして、大綱3番目の住民の安全安心が保障される開発行為ということで、2つの回答が一、二答、回答が寄せられているわけですが、この中で、1番目に、いわゆる宅地造成、特にけやき坂の問題なども出ておるわけなんですが、あそこに住む方、今は子供だけの問題でも、あるいは車の社会ですから、子供だけを守ってもらえばいいかも分かりま

せんが、いずれ年取ってくるということになれば、進入路の問題についてはどうしても進入路というか、道路そのものの整備もどうしても急がざるを得ないと思うんですね。

その辺について、これはもう建ててしまったから云々じゃなく、建てる以前に宅地造成計画が出た段階で、町として何らかの当然道路としての建設指導があってもよかったのではないかと思うんですが、その辺について、どのような指導があったのか。改めてお聞きしておきたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(千葉 昭君) お答えいたします。

開発の協議が出た場合におきましては、当然のこととして、多方面に わたって目を光らせながら、問題がないか、そういった点があれば、そ れを是正するよう指導するようにはしております。

今回けやき坂ということの名前が出ましたが、出来上がってからでは 何ともできない部分がございます。

今後も何のための事前協議なのか、せっかくの事前協議でございます ので、その中で、多方面からいろいろな角度から見て、当然一番は安全 面になるかと思いますが、出来上がってから問題が発生しないような指 導のほう徹底してまいりたいというふうに考えております。

議長 (石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 決定的には、これ県の開発許可ということも大事だと思 うんだけれども、その前に、町が一番現場に近いので、町がどうなのや ということで、許可、調査あるわけですね。

その段階で、町自身が開発行為を認めるという、下す場合に、町として、どのような場所なのか、どのような道路の計画があるのか。ここに住む方々が将来どうなのかというところを点検して初めて県がよこす、いわゆる許認可の前段としての町の意見が求められると思うんですね。

その際、町として、今回あの場所はどういう立場で町が答弁したんで すか。県に対して。開発行為者に対して。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(千葉 昭君) まず、協議が出されました。それに対し て同意をしたと。それをもって県のほうに申請を行い、県のほうからの 許可が出たという形になります。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) そうしますと、もともとこういう道路のことについては、

町が分からなかったというか、ああいう状況になることは想像されなかったということで理解していいんですか。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(千葉 昭君) 当然その時々で問題が分かれば、事前に 分かれば、それは当然指導するものと思います。

たまたま見逃したという言葉ではよろしくないのかもしれませんが、 結果として、このようにしておけばよかったなというふうなのが後から 出てきたというものはあるのかと思います。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 私今具体的にあそこ出しましたが、今後いっぱい大郷は、 今町長も力入れて定住化構想の中で攻めている中で、住宅、宅地造成と いうのがそっちこっち出てくると思うんです。

そうした場合に、当然のことながら、開発行為が求められる場合に、 町として、そういう最低限のチェックをして認可出さないと、結果的に そこに住む方々もいろいろいいこと言われて住んでみたものの、土地は 安いのが魅力で住んでみたものの、年取ってあそこで暮らす方々どうい う気持ちになりますか。

私そういう点で、だから、町として最低我々は町の議会ですから、町としてそういう入り口の段階で厳しいチェックが必要だと思うんですよ。 ぜひそういう点で、今課長も今後気をつけるということですが、それ 教訓に生かすべきだと思うんですよ。ぜひそういう点で、お願いしたい と思います。

それから、2番目の味明地区内でのいわゆる森のアルパジョン複合施設計画、このことについて、必要な書類今作成中だと。先日見たらば、農業委員会の初めて何か委員会からのことがあって、直しているようですが、我々に説明会あったのが多分11月だったかな、あれ。あれから2カ月、3カ月、大体4カ月たっているんですよ。いまだに作成中とは、町の姿勢があまりにも甘いからこういうことが出てくるんじゃないですか。

いつ頃までこれ作成中が報告なるように指導しているんですか。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(千葉 昭君) お答えいたします。

12月19日ふれあいセンター21におきまして、変更計画の説明会が催されました。その中での説明案を図面等に置き換えまして、過日、2月28日に開発行為の変更協議のほうが提出されております。

- 議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) 2月28日まで待たない、何で待たなきゃなかったんだと。 もっと早めに変更計画出させるべきじゃなかったんですか。

どうなんですか。それあまり遅い、時間かかり過ぎるんじゃないですか。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(千葉 昭君) 先ほどの議員の御指摘と重なるかと思いますが、事前協議でございます。急いで出すことよりも、とにかく中身のほうきちんとして、それを確定させて、何度も出し直しとか、そういうことがないような形で出してほしいということを町のほうからは強く要望しました。

それは多少時間がかかっても、正確性、そちらのほうを大切にしたということでございます。

- 議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) そうしますと、この森のアルパジョン複合施設計画とい うのは、11月の末で説明受けた、あのとおりの構想でやるということで 間違いなく確認できるんですか。

それも初めてのような書類、いわゆる変更の計画書上がってきて初め て同じだと分かるということなんですか。どうなんですか。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(千葉 昭君) 12月19日の説明会でバイオガスにつきましては、そういった中止となりました。

それに替わって、小規模のカフェ、スイーツレストラン店舗の建設と いうようなお話をその時点でしていたかと思います。

その内容に従って、正式な書類として今回変更の協議の提出がなされております。

- 議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) 町に対しては、やはり変更手続に必要な書類、何も今のところ相談ないんですか、どういう方向になるかということは何もないんですか。まだ彼らがまだ握っていて、必要な書類は作成中で、町は示されていないと、町としては認識されていないということで理解していいんですか。
- 議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長(千葉 昭君) ですから、説明会で御説明した内容を書類のほうに起こして、図面のほうに起こして、正式な形で町のほうに提

出がなされております。

当然それをもって町のほうでは変更の内容について把握をしたという ことでございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) では、必要な書類を作成中というのは、これどう理解すればいいんですか。現在既にこれは出ているんですね。町には。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(千葉 昭君) 答弁書作成の時点では、そうでございました。

出されたのが2月28日という説明今したかと思うんですが、ちょうど そこのところにタイムラグがございました。

答弁書作っている時点では、まだ今作成中だったんですが、今日に至る直前に正式に文書のほうが届きましたので、正式にそれを受理したということでございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 時間がないですからあれなんですが、私このいわゆる住民の安全安心が保障される開発行為ということで、町が今後この2つの件だけでの理由にとって私話しましたが、こういう教訓もっともっと生かしながら、許認可しておかない、確認していかないと大変なことが起きると。現に起きているわけですから、目的以外の状況が今始まっているわけですから、そういう点で、もっともっとこの教訓を学ぶべきだと思うんですが、これは、町長ですか、最終的には。やっぱり教訓を生かして、職員に号令かけるという立場から、町長の意見求めておきたい。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) ただいまの御意見伺っておりましたが、議員は厳しく行 政指導やれという内容であります。

私は、厳しくよりも、親切な指導でないと駄目だと思います。

これ、私が町長になってからの案件でございませんが、私は今親切に相手が本当に理解する、町もこういうことだからお願いしているんですよということを理解してもらう、こういう親切行政でスピーディーにやれと。すぐやれという勢いで取り組めということでありますので、今後は、こういうことのないように、しっかりした指導してまいりたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 親切分かるんですが、町長の言おうとするところ。親切

云々以前に、当然のこととして、町の担当課として当然のこととして、 こんなこと分かってやらなきゃならないことですよ。進入路どうなるん だ。生活する方がどうなんだ。そのことについてどう思いますか。もう 一度。そうじゃないんですよ。今までの町のチェックがもっと細かい、 細部にわたって説明をして、双方が理解できる指導をしてくださいとい うことを申し上げておりますので、今後はないというふうに思います。 ありがとうございました。お願いします。

議長(石川良彦君) これで千葉勇治議員の一般質問を終わります。 以上をもって一般質問を終わります。

日程第3	議案第4号	大郷町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第4	議案第5号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第5	議案第6号	大郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第6	議案第7号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部
		改正について
日程第7	議案第8号	大郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関す
		る条例の一部改正について
日程第8	議案第9号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関
		する条例の一部改正について
日程第9	議案第10号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第11号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正につい
		て
日程第11	議案第12号	大郷町教育支援審議会条例の一部改正につい
		て
日程第12	議案第13号	大郷町奨学資金貸与条例の一部改正について
日程第13	議案第14号	公民館の設置及び管理に関する条例の一部改
		正について
日程第14	議案第15号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関
		する基準を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第16号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保
		育事業の運営に関する基準を定める条例の一
		部改正について
日程第16	議案第17号	大郷町開発センターの設備及び管理に関する
		条例の一部改正について
日程第17	議案第18号	大郷町下水道条例の一部改正について

- 日程第18 議案第19号 大郷町消防団条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 大郷町ごみ処理場設置及び管理条例の一部改 正について
- 日程第20 議案第21号 大郷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給 に関する審査会の事務委託の廃止について
- 日程第21 議案第22号 他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利 用することについて
- 日程第22 議案第23号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第13 号)
- 日程第23 議案第24号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)
- 日程第24 議案第25号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第25 議案第26号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)
- 日程第26 議案第27号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予 算(第3号)
- 日程第27 議案第28号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第3号)
- 日程第28 議案第29号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算(第4号)
- 日程第29 議案第30号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正 予算(第4号)
- 日程第30 議案第31号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算(第 4号)
- 議長(石川良彦君) 次に、日程第3、議案第4号 大郷町犯罪被害者等支援 条例の制定について、日程第4、議案第5号 大郷町課設置条例の一部 改正について、日程第5、議案第6号 大郷町個人情報保護条例の一部 改正について、日程第6、議案第7号 大郷町職員の育児休業等に関す る条例の一部改正について、日程第7、議案第8号 大郷町議会議員の 議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第8、 議案第9号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一 部改正について、日程第9、議案第10号 職員の給与に関する条例の一 部改正について、日程第10、議案第11号 大郷町国民健康保険税条例の 一部改正について、日程第11、議案第12号 大郷町教育支援審議会条例

の一部改正について、日程第12、議案第13号 大郷町奨学資金貸与条例 の一部改正について、日程第13、議案第14号 公民館の設置及び管理に 関する条例の一部改正について、日程第14、議案第15号 大郷町家庭的 保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につい て、日程第15、議案第16号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第 16、議案第17号 大郷町開発センターの設置及び管理に関する条例の一 部改正について、日程第17、議案第18号 大郷町下水道条例の一部改正 について、日程第18、議案第19号 大郷町消防団条例の一部改正につい て、日程第19、議案第20号 大郷町ごみ処理場設置及び管理条例の廃止 について、日程第20、議案第21号 大郷町と宮城県との間の災害弔慰金 等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について、日程第21、議案第 22号 他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用することについて、 日程第22、議案第23号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第13号)、 日程第23、議案第24号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予 算 (第4号)、日程第24、議案第25号 令和3年度大郷町介護保険特別 会計補正予算(第3号)、日程第25、議案第26号 令和3年度大郷町後 期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第26、議案第27号 令 和 3 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)、日程第27、議 案第28号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3 号)、日程第28、議案第29号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特 別会計補正予算(第4号)、日程第29、議案第30号 令和3年度大郷町 宅地分譲事業特別会計補正予算(第4号)、日程第30、議案第31号 令 和3年度大郷町水道事業会計補正予算(第4号)を一括議題といたしま す。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第4号及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号並びに議案第19号について説明を求めます。総務課長。

議長(石川良彦君) 総務課長。

総務課長(遠藤龍太郎君) よろしくお願いいたします。それでは、議案第4 号の提案理由を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第4号 大郷町犯罪被害者等支援条例の制定について 大郷町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。 初めに、本条例の制定理由について申し上げます。

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)及び宮城県犯罪被害者支援条例(平成15年宮城県条例第76号)に基づき、大郷町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものでございます。

なお、この条例可決後に予定しております同条施行規則の中で、犯罪被害者等支援金の金額につきましては、遺族支援金が30万円、傷害支援金が10万円、死体検案費用支援金が上限10万円とするものでございます。

2ページを御覧いただきます。

第1条は目的でございますが、制定理由と同じでございます。

第2条は、用語の意義を定めたものでございます。

第3条の基本理念でございますが、1号、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される原理が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2号、犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等がおかれている状況その他の事情に応じて適切に講じなければならない。

3号、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細やかで途切れることなく支援が提供されるよう努めなければならないとしたものでございます。

第4条の町の責務でございますが、基本理念にのっとり犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとするものでございます。

第5条の町民の責務でございますが、基本理念にのっとり犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、 犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとするもの でございます。

第6条は、犯罪被害者等の支援窓口等の設置でございますが、総務課

に窓口を置くとともに、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関等との連絡調整を行うものとするものでございます。

第7条の支援金の給付でございますが、犯罪被害者等が受けた被害に よる経済的及び精神的負担の軽減を図るため、規則の定めるところによ り、犯罪被害者等に支援金を給付することができるものとするものでご ざいます。

第8条は、支援金の取消しについて規定したものでございます。

第9条の安全の確保でございますが、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保、その他の必要な措置を講じるもとするものでございます。

第10条は、広報及び啓発について規定したものでございます。

第11条は、委任について規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するも のでございます。

以上、議案第4号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますよう お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第5号の提案理由を申し上げます。

5ページをお開き願います。

議案第5号 大郷町課設置条例の一部改正について

大郷町課設置条例(平成6年大郷町条例第5号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

課名の変更と併せて、各課の事務分掌について所要の改正を行うものでございます。

課名の変更につきましては、「復興定住推進課」を「復興推進課」にするものでございます。

令和元年東日本台風災害の最初の定住先がほぼ確定したことにより、 移住定住促進に関することを復興定住推進課からまちづくり政策課に移 管し、宅地分譲事業に関すること、宅地分譲事業特別会計は、被害者の 分譲完了まで引き続き復興定住推進課の所管とするものでございます。

その他の課の事務分掌にあっては、現在の所管事務に併せ追加したも

のでございます。

6ページを御覧いただきます。

改正条文ついて御説明いたします。

第2条中「復興定住推進課」を「復興推進課」に改めるものでございます。

第3条中、総務課の改正分として、2号、秘書に関することを加え、4号、消防及び防災に関することを改め、5号、交通安全及び防犯に関することを加え、まちづくり政策課の追加分として、1号、町政の総合的企画及び連絡調整に関すること、5号、土地利用の調整に関すること、6号、移住・定住促進に関すること、10号、住民バスに関することを加え、復興推進課の追加分として、2号、宅地分譲事業に関することを加え、農政商工課の追加分として、6号、公園に関することを加え、地域整備課分として、2号、建築その他土木に関することを改め、それぞれの項において項ずれを改正したものになります。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するも のでございます。

以上、議案第5号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますよう お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第6号の提案理由を申し上げます。

8ページをお開き願います。

議案第6号 大郷町個人情報保護条例の一部改正について

大郷町個人情報保護条例(平成14年大郷町条例第35号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律について、令和4年4月1日施行分を反映するため、 条例の一部を改正するものでございます。

9ページを御覧いただきます。

改正条文について御説明いたします。

第2条第1号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するも

のでございます。

以上、議案第6号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますよう お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第7号の提案理由を申し上げます。

10ページをお開き願います。

議案第7号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい て

大郷町職員の育児休業等に関する条例(平成4年大郷町条例第1号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和3年6月に公布された育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、有期雇用労働者の育児、介護休業取得要件の緩和措置が講じられ、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備及び妊娠、出産を申し出た労働者に対する個別の周知、意向確認の措置が義務づけられたことから、当該条例の一部を改正するものでございます。

11ページを御覧いただきます。

改正条文について御説明いたします。

5行目、第2条第3号アから下から6行目、「育児時間」に改めるまで、並びに、下から4行目、第21条(妊娠又は出産等についての申出があった場合の措置等)及び12ページ、第22条(勤務環境の整備に関する措置)については、改正理由で申し上げました上位法の改正に伴い、引用条項の改正並びに文言の整理を行ったものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第7号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますよう お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第8号の提案理由を申し上げます。

13ページをお開き願います。

議案第8号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正について

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年大

郷町条例第6号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和3年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正 に準じ、大郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正するものです。

改正内容は、期末手当を令和4年6月期から改定を行います。

1つ目として、期末手当を0.1月分引き下げ、年3.25月といたします。

2つ目として、期末手当を令和4年度より6月期、12月期に均等支給いたします。

3つ目として、令和3年12月期の期末手当の支給月分の引下げは見送ったため、当該引下げ相当額を令和4年6月期の期末手当から減額することで調整するものでございます。

令和4年度以降は、6月分及び12月分共に1.625月となります。

令和4年度の6月期は、1.525月となります。

内訳として、今回の改正により、1.625月となりますが、昨年の12月支給分を調整するため、0.1月分を減額いたします。

14ページを御覧いただきます。

改正条文について御説明いたします。

第5条第3項中、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるもので ございます。

附則の第1条は、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

附則の第2条は、昨年の12月支給分を調整するための条項でございます。

附則の第3条は、規則への委任事項でございます。

以上、議案第8号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますよう お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第9号の提案理由を申し上げます。

15ページをお開き願います。

議案第9号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の 一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例(昭和41年大郷町条例第8号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和3年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正 に準じ、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正するものです。

議案第9号は、議案第8号の大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同じ内容となっておりますので、改正内容、改正文等は省略させていただきます。

以上、議案第9号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますよう お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

次に、議案第10号の提案理由を申し上げます。

17ページをお開き願います。

議案第10号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例(昭和32年大郷町条例第12号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和3年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正 に準じ、職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容は、期末手当を令和4年6月期から改定を行います。

1つ目として、一般の職員の期末手当を0.15月分引き下げ、年2.4月とする。

2つ目として、再任用職員の期末手当を0.1月分引き下げ、年1.35月と する。

3つ目として、期末手当を令和4年度より6月期、12月期に均等支給する。

4つ目として、令和3年12月期の期末手当の支給の引下げは見送った ため、当該引下げ相当額を令和4年6月期の期末手当から減額すること で調整するものでございます。

令和4年度以降は、一般の職員分、6月分及び12月分共に1.2月に、再 任用職員分、6月分及び12月分共に0.675月になります。

令和4年度の6月分の一般の職員分は、1.05月となります。内訳として、今回の改正により、1.2月となりますが、昨年の12月支給分を調整

するため、0.15月を減額いたします。

再任用職員分は、0.575月となります。内訳として、今回の改正により、0.675月となりますが、昨年の12月支給分を調整するため、0.1月分を減額いたします。

会計年度任用職員分は、0.1125月分を減額します。

18ページを御覧いただきます。

附則の第1条は、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

附則の第2条は、再任用職員以外の職員、採用任用職員、会計年度任 用職員の昨年の12月支給分を調整するための条項でございます。

附則の第3条は、附則への委任事項でございます。

以上、議案第10号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

次に、議案第19号の提案理由を申し上げます。

42ページをお開き願います。

議案第19号 大郷町消防団条例の一部改正について

大郷町消防団条例(昭和61年大郷町条例第6号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

令和3年4月13日付消防地第171号で消防庁長官より通知のあった消防 団員の報酬などの基準の策定等についてに基づき、報酬を改正するもの でございます。

また、消防団に参加しやすい環境づくりのため、休団制度を導入する ものでございます。

初めに、団員の報酬でございますが、班長及び団員の年額報酬額を改 正するものでございます。

なお、他の階級、機能別団員を含むについては、従来どおりとなります。

班長が年額「3万8,000円」から「4万円」、団員が年額「3万4,000円」 から「3万6,500円」となります。

また、水火災、その他災害の職務に従事した場合を追加し、出場1回当たりの額を4時間未満の場合「4,000円」、機能別団員にあっては「1,800円」、4時間を超える場合「8,000円」、機能別団員にあっては

「3,600円」に改正するものでございます。

さらに、消防団員が長期出張や一時で長期間活動に参加することができない場合、消防団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を町長または消防団長が承認する制度を導入し、一時的な理由で退団することがないよう、消防団に参加しやすい環境づくりのため、休団制度を導入いたします。

休団可能期間は、最長3年とします。

休団期間中、当該団員への報酬は支払わないこととし、勤務年数にも 算入しないものとします。

43ページを御覧いただきます。

改正条文について御説明いたします。

上から5行目の第5条第2項中から下から4行目の第5条の次に次の 2条を加えるまでは、先ほど改正理由で申し上げた内容の変更、条ずれ の改正、文言の整理などでございます。

第6条及び第7条につきましては、休団制度等を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第19号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますよう お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願い いたします。

議長(石川良彦君) 以上で議案第4号及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号並びに議案第19号について 説明を終わります。

次に、議案第11号について説明を求めます。税務課長。

税務課長(小野純一君) それでは、議案第11号の提案理由の説明を申し上げます。

議案書20ページをお開き願います。

議案第11号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について

大郷町国民健康保険税条例(昭和30年大郷町条例第3号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の提案につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築する ための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年課税 に支障を来さないよう、一部改正するものでございます。

改正の概要は、国民健康保険に加入する全世帯のうち、未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減し、子育て世帯の経済的負担を軽減するものです。

次に、21ページの別紙を御覧願います。

今回の改正内容は、第23条に新たに第2項を設け、未就学児に係る均等割の軽減について、規定の整備を行うことにより、第23条に関係する 条項の整備と文言の整理を行う改正となっております。

23条第2項第1号では、一般分の軽減額を規定しております。

22ページをお開き願います。

7割軽減世帯3,450円、5割軽減世帯5,750円、2割軽減世帯9,200円、軽減なし世帯1万1,500円と定め、第2号では、後期高齢者支援金分の軽減額を規定しております。7割軽減額世帯が1,275円、5割軽減世帯2,125円、2割軽減世帯3,400円、軽減なし世帯4,250円と定めております。

なお、23ページ最後の附則の第1条、施行期日となりますが、令和4年4月1日からの施行とするものです。

第2条(適用区分)ですが、改正後の規定は、令和4年度以後の年度 分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険 税については、従前の例によるものとするものです。

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可 決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(石川良彦君) 以上で議案第11号について説明を終わります。

次に、議案第12号及び議案第13号について説明を求めます。学校教育 課長。

学校教育課長(菅野直人君) それでは、議案第12号につきまして御説明いた します。

議案書24ページをお開き願います。

議案第12号 大郷町教育支援審議会条例の一部改正について

大郷町教育支援審議会条例(昭和58年大郷町条例第3号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正は、教育上特別な配慮を要する幼児、児童、生徒の適

切な就学支援を図るため、毎年11月に次年度就学に向けて開催する教育 支援審議会についての改正になります。

近年審議会開催後に変更や急な保護者の就学希望先の変更等によって、 緊急な判断が必要となる案件が多くなっていることから、会議の招集に 時間的猶予がない場合に会長が専決し、審議会に報告することができる ようにするものでございます。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

第7条第4項としまして、「緊急性を要し、会議を招集する時間的猶予がないと認められるときは、議事に関係する委員の意見を聴いた上で会長が専決することができる。この場合において、会長は、これを審議会に報告しなければならない」を加えるものでございます。

附則といたしまして、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第12号につきまして提案理由の説明といたします。

次に、議案第13号につきまして御説明申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

議案第13号 大郷町奨学資金貸与条例の一部改正について

大郷町奨学資金貸与条例(昭和31年大郷町条例第9号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正は、奨学生に貸与しております奨学金の返還期間を10年としていることについて、失業等の正当な理由があり、願い出があった場合は、最長3年間返還期間を延長できるように改正するものでございます。

また、併せて文言の整理を行うものです。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

第13条中「1ケ年後」を「1年後」とするなど、文言を整理し、第2項の「失業その他正当な理由により、前項に規定する期間に学資金の返還が困難な者には、願出によって、最長3年まで返還期間を延長することができる。ただし、期間の延長は、1年毎とする」を加えるものでございます。

また、第14条及び第17条中でも「事由」を「理由」にするなど、文言を整理するものでございます。

附則といたしまして、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第13号につきまして提案理由の説明といたします。

ただいま御説明申し上げました議案第12号及び議案第13号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第12号及び議案第13号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 2時14分 休 憩

午後 2時24分 開議

議長(石川良彦君) それでは、休憩前に続き会議を開きます。

次に、議案第14号について説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長(赤間良悦君) それでは、議案第14号につきまして提案理由の 説明を申し上げます。

議案書28ページをお開き願います。

議案第14号 公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について 公民館の設置及び管理に関する条例(昭和48年大郷町条例第1号)の 一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

改正理由につきましては、令和3年度に中央公民館を開発センター内に移転し、仮運営を行っておりましたが、開発センターにおける農林水産省補助事業による用途制限期間が令和4年3月末をもって解除になるため、条例の中央公民館の設置位置及び中央公民館所管分の施設使用料について一部改正を行うものでございます。

次ページの別紙にて説明申し上げます。

中央公民館の位置を規定する第2条の表中「大郷町粕川字西長崎5番地の8」を開発センターの所在地である「大郷町中村字馬場沢20番地」に改めるものでございます。

次に、中央公民館の施設使用料を規定する別表2について、中央公民 館所管分である多目的研修室、会議室の使用料について規定するもので す。

各施設の1時間当たりの料金を1,500円といたします。これは、現在の 開発センターの施設使用料を承継したものでございます。

また、施設の利用におきまして、冷暖房料を徴収し、1時間当たりの

単価は、現在の条例と同額の300円といたします。

附則といたしまして、令和4年4月1日より施行するものでございます。

以上、議案第14号につきまして提案の理由といたします。

ただいま説明しました議案第14号につきまして、御審議の上、御可決 賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第14号について説明を終わります。

次に、議案第15号及び議案第16号、議案第20号並びに議案第22号について説明を求めます。町民課長。

町民課長(片倉 剛君) それでは、議案第15号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書30ページを御覧ください。

議案第15号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について

大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大郷町条例第18号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、所要の改正が必要となりますが、本町においては、連携施設に関する改正、基準省令第6条5項の国家戦力特別区域小規模保育事業を行う事業所に関する部分の追加に相当する改正が不用となり、用語の整理を行うため、大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

まず、目次中「第5章 事業所内保育事業(第42条-第48条)」を「第5章 事業所内保育事業(第42条-第48条)第6章 雑則(第49条)」に改めるとともに、文言の整理として、第6条本分中「。第3号」を「。以下この条」に改め、第27条に見出しとして「(小規模保育事業の区分)」を付するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日からとするものでございます。

以上、議案第15号につきまして、提案理由の説明といたします。 続きまして、議案第16号につきまして提案理由の御説明を申し上げま す。

議案書32ページを御覧ください。

議案第16号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大郷町条例第17号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の提案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第53号)に伴い、大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

改正の概要は、デジタル化の推進に伴い子ども・子育て支援制度において、保育所等の事業者が作成、保存を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するものでございます。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

今回の改正内容は、各条項の整備と文言の整理を行い、本則に第4章 雑則を加えるものでございます。

第53条第1項では、書面等で行うことが規定されているものについて、 書面等に代えて、書面等に係る電磁的記録により行うことができると規 定するものでございます。

第2項では、書面等が電磁的記録により作成され、保護者の承諾を得た場合には、書面等を交付し、または提出したものとみなすと規定するものでございます。

第3項では、前項各号の方法は、ファイルへの記録を出力することに よる文書を作成できるものでなければならないと規定するものでござい ます。

第4項では、記載事項提供しようとするときは、保護者に対し文書または電磁的方法による承諾を得なければならないと規定するものでございます。

第5項では、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったとき

は、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならないと規定するものでございます。

第6項につきましては、文言の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日からとするものでございます。

以上、議案第16号につきまして、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第20号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書45ページを御覧ください。

議案第20号 大郷町ごみ処理場設置及び管理条例の廃止について 大郷町ごみ処理場設置及び管理条例(昭和43年大郷町条例第18号)を 別紙のとおり廃止するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

次のページを御覧ください。

廃止の理由としましては、令和3年12月9日付宮城県循社指令第29号において、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る事実上の基準を定める省令(昭和52年総理府厚生省令第1号)第1条第3項で定める廃止の事実上の基準に適合していることが認められたことにより、大郷町ごみ処理場を廃止することから、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日からとするものでございます。

以上、議案第20号につきまして、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第22号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書48ページを御覧ください。

議案第22号 他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用すること について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定に基づき、 大和町病後児保育室を別紙協議書のとおり富谷市、大郷町及び大衡村の 住民が利用することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を 求める。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

次のページを御覧ください。

協議の理由といたしましては、保護者の子育てと就労の両立の支援及び安心して子育てができる環境を図るため、児童が病気の回復期であり、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院等に付設された専用施設で一時的に保育を行うものでございます。

本町に専用施設がないことから、大和町病後児保育室を広域利用するものでございます。

第1条の(広域利用施設)は、大和町病後児保育室。

第4条の(利用料)は、当該施設を設置する大和町の住民に係る利用料と同額とする。

第5条の(経費負担)は、1人1日当たり2万5,000円の費用を広域利用市町村が大和町に支払うものとする。

第6条の(広域利用開始日)は、令和4年4月1日からとするもので ございます。

以上、議案第22号につきまして、提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第15号、議案第16号、議案第20号、 議案第22号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し 上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第15号、議案第16号、議案第20号並びに議案 第22号について説明を終わります。

次に、議案第17号について説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) それでは、議案第17号につきまして提案理由を 御説明申し上げます。

議案書37ページを御覧願います。

議案第17号 大郷町開発センターの設置及び管理に関する条例の一部 改正について

大郷町開発センターの設置及び管理に関する条例(平成17年大郷町条例第17号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由につきましては、これまで開発センターは、特産品の研究開発、都市住民との交流等を図る施設として活用してきたところですが、中央公民館の老朽化に伴う解体が必要となり、開発センターの西側エリアに機能移転することで、施設を有効活用することから、条例を一部改正するものでございます。

38ページを御覧ください。

今回の改正内容につきましては、条例別表、施設利用料金表に記載ありました情報通信室、多目的研修室、和室、会議室を削除し、別表のとおりとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するも のでございます。

以上で議案第17号の提案理由の説明といたします。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第17号について説明を終わります。

次に、議案第18号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) 議案第18号の提案理由について御説明申し上げます。

40ページをお開き願います。

議案第18号 大郷町下水道条例の一部改正について

大郷町下水道条例(平成14年大郷町条例第16号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、令和4年3月31日、財団法人宮城県下水道公社の解散に伴い、これまで財団法人宮城県下水道公社が行っていた業務について、令和4年4月1日から公益社団法人宮城県建設センターに移管されることから、関連する大郷町下水道条例の一部を改正するものです。

次ページの別紙を御覧願います。

大郷町下水道条例の一部を改正する条例について、第13条第3項中、「財団法人宮城県下水道公社」を「町長が委任するもの」に改めるものです。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。 ただいま御説明いたしました議案第18号につきまして、御審議の上御 可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第18号について説明を終わります。

次に、議案第21号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) それでは、議案第21号について御説明申し上げます。

議案書47ページをお開きいただきたいと思います。

議案第21号 大郷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審

査会の事務委託の廃止について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託を令和4年7月31日限り廃止することについて同県と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の提案に関しましては、自然災害により死亡、負傷または疾病にかかった場合に支給する災害弔慰金等に関し、災害との因果関係を調査、審議する委員会の設置及びその事務を宮城県へ委託していたものについて、下記理由のとおり、令和3年3月に災害弔慰金等の支給に関する条例の一部改正を行い、本町において災害弔慰金等支給審査会を開催することが可能となったため、廃止することについて、宮城県と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第21号について説明を終わります。

次に、議案第23号について説明を求めます。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) 議案第23号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第 13号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第23号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第13号)

令和3年度大郷町の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,531万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,190万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補 正」による。 (債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行 為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。 令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算ですが、工事完了によるふれあいセンター21外壁塗装等修繕工事及び物産館駐車場防犯カメラ設置工事並びに中村原地区宅地造成工事の調整、契約締結による中粕川地区防災拠点整備等に係る測量設計業務及び希望の丘団地外壁修繕工事並びに不来内地区防災防火水槽設置工事の調整、中村原地区に新設する災害公営住宅建設工事の増額などに係る所要の予算について計上しております。

そのほか、3月補正ということによりまして、事業費の確定、工事の 完了などによる請差等、予算の調整を行ったものでございます。

補正額といたしましては、一般会計で1億2,531万円の減額補正で、補 正後の予算額は58億290万2,000円となってございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。 第1款町税第1項町民税3,630万1,000円の増額補正です。個人・法人 町民税ともに増額計上でございます。

第2項固定資産税5,067万円の増額補正です。太陽光発電施設の償却資産の増などによるものでございます。

第3項軽自動車税347万8,000円の増額補正です。車両の増などによるものでございます。

第5項入湯税10万4,000円の減額補正です。新型コロナウイルスの影響による利用者の減によるものでございます。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金8万円の減額補正です。交付 見込額の減によるものでございます。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金5万円の減額補正でございま す。交付見込額の減によるものでございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金、76万 1,000円の増額補正です。交付見込額の増によるものでございます。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金422万3,000円の増額

補正です。交付見込額の増によるものでございます。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金2,303万6,000円の増額補正です。交付見込額の増によるものでございます。

第9款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金3万9,000円の増額 補正です。交付見込額の減によるものでございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税1億4,484万6,000円の増額補正。 臨時財政対策債償還基金などに係る普通交付税の増によるものでござい ます。

第13款分担金及び負担金第1項負担金36万円の増額補正です。児童クラブの利用者の増並びに老人保護措置入所者の増によるものでございます。

第14款使用料及び手数料第1項使用料125万8,000円の減額補正です。 新型コロナウイルスによる利用者の減などによるスポーツ施設使用料の 減、入退去による町営住宅使用料の減などによるものでございます。

第2項手数料150万3,000円の増額補正です。廃棄物搬入手数料の増などによるものでございます。

次ページでございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金347万8,000円の減額補正です。児童の減による児童手当負担金の減、こども園の利用者減による子供のための教育、保育給付費負担金の減などによるものでございます。

第2項国庫補助金7,658万円の増額補正です。中村原地区に新設する災害公営住宅整備事業の増、マイナポータルへの接続に当たっての機器設定業務などに係るデジタル基盤改革支援補助金の増などによるものでございます。

第3項委託金18万6,000円の減額補正です。事業費の確定による粕川地区堤防除草作業委託金の減などによるものでございます。

第16款県支出金第1項県負担金245万6,000円の減額補正です。児童の減による児童手当負担金の減、こども園の利用者減による子どものための教育・保育給付費負担金の減などによるものでございます。

第2項県補助金2,426万8,000円の減額補正です。申請件数の確定による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び新型コロナウイルス感染症対応事業者支援補助金の減などによるものでございます。

第3項委託金286万8,000円の減額補正です。宮城県知事選挙及び衆議 院選挙執行経費確定による減などによるものでございます。

第17款財産収入第1項財産運用収入44万6,000円の増額補正です。鈴幸

商店の貸付収入の増などによるものでございます。

第2項財産売払収入980万5,000円の増額補正です。町有地並びに不用 品売払収入の増によるものでございます。

第18款寄附金第1項寄附金6,000万円の減額補正です。ふるさと応援寄附金の減によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金2億7,387万円の減額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金、未来づくり基金、東日本大震災復興基金、森林環境整備基金繰入金の調整によるものでございます。

第2項特別会計繰入金5,376万4,000円の減額補正です。宅地分譲事業 特別会計繰入金の調整によるものでございます。

第21款諸収入第1項延滞金加算金及び過料115万8,000円の増額補正で す。町税延滞金の調整によるものでございます。

第2項町預金利子1万8,000円の増額補正です。預金利子の調整による ものでございます。

第3項貸付金元利収入241万7,000円の減額補正です。災害援護資金貸付金の調整によるものでございます。

第4項受託事業収入524万7,000円の減額補正です。高齢者保健事業と 介護予防等一体的実施委託事業収入等の調整によるものでございます。

第5項雑入51万2,000円の増額補正です。市町村振興宝くじ市町村交付金、学校給食費の調整などによるものでございます。

第22款町債第1項町債4,900万円の減額補正です。事業費の確定見込みよる公共施設等適正管理推進事業債及び災害復旧事業債の調整、希望の丘団地外壁等修繕事業並びに中村原地区に新設する災害公営住宅整備事業に係る公営住宅建設事業債の調整などによるものでございます。

歳入補正額合計1億2,531万円の減額補正でございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費248万6,000円の減額補正です。新型コロナウイルス感染症拡大により議会の視察研修等の中止による費用弁償の減、職員旅費の調整などによるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費3,945万5,000円の増額補正です。人件費の調整、個人番号制度対応業務及び行政オンライン手続関連業務などのデジタルトランスフォーメーションの業務の増並びにふるさと納税関連経費の調整、減債基金及び庁舎建設基金等の積立ての調整、地元より

要望のあった赤道等補修工事等の調整などによるものでございます。

第2項徴税費67万5,000円の減額補正です。人件費の調整、町税完納報 奨金及び納税組合連合会補助金の調整などによるものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費35万3,000円の減額補正です。人件費の調整、戸籍システム送受信業務の調整などによるものでございます。

第4項選挙費398万4,000円の減額補正です。宮城県知事選挙及び衆議 院選挙執行経費確定による調整などによるものでございます。

第5項統計調査費18万7,000円の減額補正です。統計組合補助金の調整などによるものでございます。

第3款民生費第1項社会福祉費314万9,000円の減額補正です。人件費の調整、国保会計、介護保険、後期高齢者医療特別会計繰り出しの調整、ふれあい号運行管理業務の調整、心身障害者医療費助成及び障害者自立支援給付費の調整などによるものでございます。

第2項児童福祉費1,134万9,000円の減額補正です。児童手当、すこやか子育て医療費助成、こども園関連経費及び障害児通所給付費の調整、子育て世帯臨時特別給付金対応システム導入業務の調整などによるものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費1,100万3,000円の減額補正です。人件費の調整、各種検診終了に伴う調整、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整などによるものでございます。

第2項病院費11万2,000円の減額補正です。公立黒川病院負担金等の調整によるものでございます。

第3項清掃費226万6,000円の減額補正です。黒川行政負担金の調整などによるものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費8,056万4,000円の減額補正です。人件費の調整、農業関連補助金の調整、ふれあいセンター21外壁塗装等修繕工事並びに物産館駐車場防犯カメラ設置工事の調整、農業集落排水事業特別会計繰出金の調整、12月の臨時議会において御可決いただきました縁の郷交流施設改修工事について、建築設計業務完了後の発注となり、工事費が未確定のため、減額するものなどでございます。

第2項林業費3万6,000円の減額補正です。林地台帳整備及び森林クラウドシステム設定業務の調整でございます。

第6款商工費第1項商工費3,059万6,000円の減額補正です。人件費の調整、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力費、支援事業交付金及び事業継続支援交付金の確定による調整並びに地域活性起業人負担金の調

整などによるものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費254万4,000円の減額補正です。人件費の調整によるものでございます。

第2項道路橋梁費1,076万2,000円の減額補正です。町道補修工事、町 道改良舗装工事、中粕川地区の復興まちづくり宅地造成工事等の確定に よる調整でございます。

第3項河川費244万4,000円の減額補正です。粕川地区堤防除草作業委託業務、安戸川河川緊急浚渫測量設計業務の調整などによるものでございます。

次ページでございます。

第4項住宅費8,523万3,000円の増額補正です。希望の丘団地外壁等修 繕工事等の事業費確定見込みによる調整、中村原地区に新設する災害公 営住宅建設工事等の増額でございます。

第5項都市計画費4,822万9,000円の減額補正です。下水道事業、宅地 分譲事業特別会計への繰出金、地域おこし協力隊事業費及び住宅リフォ 一ム助成等定住促進事業の調整、中村原地区宅地造成工事及び中村原地 区防災拠点整備などに係る測量設計業務等の調整などによるものでござ います。

第8款消防費第1項消防費244万8,000円の減額補正です。不来内地区 防火水槽設置工事の確定による調整、黒川行政負担金の調整によるもの でございます。

第9款教育費第1項教育総務費333万5,000円の減額補正です。人件費の調整、心のケアハウス事業費、奨学資金貸付金の調整などによるものでございます。

第2項小学校費1,615万2,000円の減額補正です。感染症対策としてのスクールバス増便分の調整、教員補助者報酬等の調整、校舎の外壁等補修工事設計業務及び正門周辺等舗装工事の調整などによるものでございます。

第3項中学校費768万9,000円の減額補正です。バス・タクシー借上料の調整、教員補助者報酬等の調整、校舎の外壁等補修工事設計業務の調整などによるものでございます。

第4項社会教育費549万7,000円の減額補正です。社会教育施設管理費の調整などによるものでございます。

第5項保健体育費325万6,000円の減額補正です。感染症対策としてスポーツ大会、スポーツ教室の中止による調整、学校給食センター管理費

の調整などによるものでございます。

第11款公債費第1項公債費88万2,000円の減額補正です。災害援護資金 貸付金償還額の確定による調整でございます。

歳出補正額合計1億2,531万円の減額補正でございます。

以上、補正前の予算額59億3,721万2,000円から歳入歳出とも1億2,531万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ58億1,190万2,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費補正につきまして御説明をいたします。

今回の補正は、繰越明許費の追加13件、変更1件でございます。

まず、追加でございます。款、項、事業名、金額の順に御説明をいたします。

第2款総務費第1項総務管理費、行政手続オンライン化対応事業 3,818万円でございます。今回補正予算に計上しました、国で進めます デジタルトランスフォーメーション事業への対応に伴うシステム改修業 務などで、業務に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

続きまして、町有財産測量等事業378万4,000円でございます。今回補 正予算に計上しました旧東沢・田布施住宅跡地等の分筆測量業務及び土 地購入などで、業務等に所要の期間を要することから、年度内完了が困 難となったものでございます。

次に、道道未登記処理事業100万円です。未登記であります町道住吉線の土地分筆測量設計業務で、測量、境界立会い等に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

公有財産改修等事業3,450万円でございます。遠多田ため池西側改修工事などで、降雪や新型コロナの影響などにより、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第7款土木費第2項道路橋梁費、道路補修事業220万円です。今回補正 予算に計上しました町道鶴田横沢側溝土砂撤去工事などで、工事に所要 の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、道路新設改良事業4,048万円でございます。土橋明ケ沢線道路改良工事などで降雪や新型コロナの影響などにより、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、中粕川地区宅地かさ上げ事業1,344万5,000円でございます。中 粕川地区宅地かさ上げ工事などで、工事に所要の期間を要することから、 年度内完了が困難となったものでございます。

第3項河川費、河川緊急浚渫事業3,944万5,000円でございます。安戸 川河川緊急浚渫工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完 了が困難となったものでございます。

第4項住宅費、町営住宅改修事業7,757万2,000円です。希望の丘団地外壁塗装等改修工事などで、工事などに所要の期間を要することから、 年度内完了が困難となったものでございます。

災害公営住宅建設事業1億7,849万3,000円でございます。中村原地区に新設します災害公営住宅建設工事等で適正な工期を確保するため、工事などに所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第5項都市計画費、大窪城址公園歩道修繕事業148万9,000円でございます。大窪城址公園歩道修繕工事で降雪や新型コロナの影響などにより、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

地域活性化拠点整備事業583万2,000円でございます。中粕川地区の地域活性化拠点検討業務で、関係機関との協議に不測の日数を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

中粕川地区防災拠点整備事業3,383万2,000円でございます。中粕川地区の防災拠点施設の造成工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次ページを御覧願います。

2. 変更です。款項、補正前、補正後の順に御説明いたします。

第5款農林水産業費第1項農業費、補正前の事業名、集合宿泊施設等研修施設修繕事業、金額が1,666万5,000円から補正後につきましては、 事業名は同じで金額を265万1,000円と変更するものでございます。

12月臨時会で御可決いただきましたパストラル縁の郷の研修施設棟を 修繕するに当たり、建築設計業務に4カ月を要し、設計の結果、工事内 容の変更が見込まれることから、工事費分を減額するものでございます。

なお、工事費につきましては、建築設計後に改めて補正予算にて提案 させていただく予定としてございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

第3表 債務負担行為補正につきまして御説明をいたします。

今回の補正は債務負担行為の追加2件、変更6件でございます。

まず、1. 追加です。

事項、期間、限度額の順に御説明をいたします。

- 1 県農業災害対策資金利子助成(令和3年度貸付分)、設定期間は、令和3年度から8年度までで、限度額を218万9,000円とするものでございます。新型コロナウイルス対策資金として、農業経営の維持が困難になった農業者の運転資金等の利子助成について債務負担行為を設定するものでございます。
- 2 新型コロナウイルス農業特別対策資金利子助成(令和3年貸付分)、設定期間は、令和3年度から7年度までで、限度額を17万8,000円とするものでございます。新型コロナウイルス対策資金として、農業経営の維持が困難となった農業者の運転資金の利子助成について債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、2、変更でございます。

- 1 令和4年度自家用電気工作物保安管理業務です。設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を204万7,000円から166万5,000円に変更するものでございます。
- 2 ふれあい号運転管理業務です。設定期間は、補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を660万円から583万円に変更するものでございます。
- 3 ふれあい農園賃貸借です。設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を308万円から206万円に変更するものでございます。
- 4 小規模事業者経営改善資金利子補給で、設定期間は補正前と同じで、借入者の確定により限度額を142万3,000円から23万1,000円に変更するものでございます。
- 5 大郷町奨学資金貸与(令和3年度貸付分)です。設定期間は補正前と同じで、貸与者の確定により限度額を1,080万円から288万円に変更するものでございます。
- 6 スクールバス運行業務で、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして、限度額を2億2,831万5,000円から2億1,127万5,000円に変更するものでございます。

続きまして、10ページでございます。

第4表 地方債補正につきまして御説明をいたします。

変更5件でございます。

記載の目的、補正前、補正後の順で御説明をいたします。

1 公営住宅建設等事業。希望の丘団地外壁等修繕工事の事業費確定 見込み及び中村原団地の災害公営住宅建設工事等の増により、限度額を 1億3,190万円から1億3,960万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

- 2 緊急浚渫推進事業。西光寺川安戸川河川緊急浚渫工事などの事業 費確定見込みにより、限度額を6,230万円から6,160万円に変更するもの でございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でござい ます。
- 3 公共施設等適正管理推進事業で、ふれあいセンター21外壁塗装等 修繕工事の事業費確定見込みにより、限度額を6,440万円から1,440万円 に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前 と同様でございます。
- 4 公共用地整備事業、中村原地区宅地造成工事等の事業費の確定見込みにより、限度額を1,800万円から1,680万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。
- 5 宅地嵩上げ安全確保事業、中粕川地区宅地造成工事などの事業費 確定見込みにより、限度額を1,300万円から820万円に変更するものでご ざいます。

以上で議案第23号一般会計補正予算(第13号)の提案理由の説明を終 了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御 可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第23号について説明を終わります。

次に、議案第24号及び議案第26号について説明を求めます。町民課長。町民課長(片倉 剛君) それでは、議案第24号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の61ページをお開きください。

議案第24号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4 号)

令和3年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,830万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,031万 8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並 びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に よる。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では国民健康保険税の収入見込みや県からの保険 給付費等交付金の確定見込みでございます。歳出では保険給付費の増、 各種事業の完了に伴う補正が主なもので、財源を県交付金や財政調整基 金からの繰入金などで調整したものでございます。

補正予算書の62ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税1,852万8,000円の減額で す。一般被保険者に係る保険税収納見込みによるものでございます。

第3款県支出金第1項県補助金5,144万4,000円の増額です。療養給付費などの歳出減額に伴うものでございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金111万2,000円の減額です。出産一時 金などの減による一般会計からの繰入れ減でございます。

第2項基金繰入金1,490万2,000円の増額です。財源調整によるもので ございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料151万9,000円の増額です。 国保税の延滞金収入でございます。

第2項雑入3万8,000円の増額です。交通事故等第三者行為に係る納付金でございます。

以上、歳入合計4,830万1,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第2項徴税費142万2,000円の減額です。子育て世帯への支援事業として実施した18歳未満の被保険者に係る均等割相当額分の補助金交付事業の完了や、完納報奨金の精査、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い各種事業を取りやめた納税組合への補助金の減によるものでございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費4,751万4,000円の増額です。1件当たりの費用が50万円を超える高額な医療が増加したことによるものでございます。

第2項高額療養費727万5,000円の増額です。第1項の療養諸費と同様 に、医療費の上昇によるものでございます。

第4項出産育児諸費169万6,000円の減額です。出産見込み数の減によ

るものです。

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費329万9,000円の減額で す。特定健診の事業完了によるもの等でございます。

第2項保健事業費7万1,000円の減額です。腹部超音波検診事業の完了 によるものでございます。

以上、歳出合計4,830万1,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額 9 億1,201万7,000円に歳入歳出それぞれ4,830万1,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 9 億6,031万8,000円とするものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号について提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の84ページを御覧ください。

議案第26号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)

令和3年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ126万2,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,475万7,000円とす る。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では後期高齢者医療保険料の収入見込み、歳出では広域連合への納付金見込みによる補正が主なもので、財源は、保険料と一般会計からの繰入金で調整したものでございます。

補正予算書の85ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料290万 4,000円の増額補正です。保険料の収納見込みによるものでございます。

第4款繰入金第1項一般会計繰入金164万2,000円の減額です。保険基盤安定負担金の減による一般会計からの繰入れ減によるものでございま

す。

以上、歳入合計126万2,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金126万2,000円の増額です。広域連合への納付金の見込み増によるものでございます。

以上、歳出合計126万2,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額8,349万5,000円に歳入歳出それぞれ126万2,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8,475万7,000円とするものでございます。

以上で議案第26号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第24号 国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)、議案第26号 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決 賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第24号及び議案第26号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午後3時24分休憩午後3時34分開議

議長(石川良彦君) 休憩前に続き会議を開きます。

議案第25号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) それでは、補正予算書70ページをお開きいただ きたいと思います。

議案第25号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第25号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第3号) 令和3年度大郷町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定 めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,141万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,348万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月1日 提出

今回の補正予算につきましては、保険給付費並びに地域支援事業費の 今年度実績による予算額の調整によるもので、財源につきましては、給 付費等の決算見込額に合わせた特定財源及び一般会計の繰入金等により 調整した内容でございます。

1月末現在の第1号被保険者数でございますが、2,993人となっておりまして、前年同期と比べまして38人の増。同じく、第1号被保険者に係る要介護者等の認定者数でございますが、600名で、同様に13人の増となっております。

それでは、71ページの第1表 歳入歳出予算補正によりまして、款項 ごとに内容を御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料180万7,000円の減は、主に第1段階から第3段階の低所得者第1号被保険者に対する軽減措置によるものでございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金558万9,000円の減につきましては、実績に伴うものでございます。

第4款国庫支出金第2項国庫補助金172万2,000円の減額につきましては、実績による調整交付金の整理等でございます。

第5款県支出金第1項県負担金370万3,000円の減額につきましても、 実績に伴うものでございます。

第2項県補助金56万6,000円の減額につきましては、地域支援事業の内 示額により計上した内容でございます。

第6款財産収入第1項財産運用収入1万円の減額につきましては、利 子引上げに伴うものでございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金399万6,000円の増額につきましては、低所得者保険料軽減分の繰入金の増額に伴うものが主なものでございます。

第2項基金繰入金2,075万9,000円の増額につきましては、財源調整の 補正計上となってございます。

第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料5万2,000円の増額につきましては、延滞金の収入実績による増額補正でございます。

以上、歳入補正の合計が1,141万円の増額補正でございます。

続きまして、次ページ、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費4万3,000円の減、需用費の計数整理に

よるものでございます。

第2項徴収費7,000円の減額につきましても、需用費の計数整理による ものでございます。

第3項介護認定審査会費234万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により認定期間延長の対応を行ったことによる認定答申件数減及び黒川地域行政事務組合負担金の調整等によるものでございます。

第4項運営協議会費4万9,000円の減額につきましても、各種委員会の 開催回数の変更に伴うものでございます。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費1,720万5,000円の増額につきましては、施設介護サービス等給付費で見込み件数の増によるものでございます。

第2項介護予防サービス等諸費100万円の減額は、介護予防サービス給付費で見込み件数の減によるものでございます。

第3項高額介護サービス118万2,000円の増額は、件数増によるものでございます。

第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費164万 8,000円の減額、第3項包括的支援事業・任意事業費188万円の減額につ きましては、いずれも実績による減額補正を図ったものでございます。

第4款基金積立金第1項基金積立金1万円の減額は、歳入同様、利子引下げに伴うものでございます。

歳出補正額合計1,141万円の増額で、補正前の予算額10億7,207万円に 歳入歳出それぞれ1,141万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ10億 8,348万円とするものでございます。

介護保険の補正予算につきましては、以上の内容でございます。

次ページ以降、事項別明細書を御確認いただきまして、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第25号について説明を終わります。

次に、議案第27号及び議案第28号、議案第29号並びに議案第31号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) 補正予算書の91ページをお開き願います。

議案第27号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第27号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 令和3年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に 定めるところによる。 (歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ213万 8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,900万 6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。 令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では新規加入者増による受益者負担金や使用料等の増額、事業費確定による町債の減額、歳出では、委託料などの確定見込みによる減額や計数等の整理によるものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により説明をいたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項負担金132万6,000円の増額は、新規加入者の増によるものです。

第2款使用料及び手数料第1項使用料283万円の増額は、収入見込額の増によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金205万9,000円の減額は、財源調整により、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第6款諸収入第1項雑入23万5,000円の減額は、下水道フェアが未実施だったことに伴う下水道公社助成金の減額によるものです。

第7款町債第1項町債400万円の減額は、下水道ストックマネジメント 計画策定業務並びに公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事の確定に よるものです。

歳入合計で補正額213万8,000円を減額し、2億5,900万6,000円とする ものです。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費169万5,000円の減額は、人件費の調整、水質検査業務や下水道ストックマネジメント計画策定業務等委託料の額確定見込みによる減額、吉田川流域下水道維持管理負担金の確定によるものです。

第3項流域下水道費44万3,000円の減額は、吉田川流域下水道建設負担 金の確定によるものです。

歳出合計で補正額213万8,000円を減額し、2億5,900万6,000円とする ものです。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為補正です。

変更です。

起債の目的である1 公共下水道事業について、下水道ストックマネジメント計画策定業務並びに公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事の事業費確定により、限度額を2,500万円から2,100万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法について変更ございません。

以上で議案第27号の説明を終わります。

続きまして、100ページをお開き願います。

議案第28号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第28号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

令和3年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万2,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,600万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」 による。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では、新規加入者減による受益者分担金の減額、歳出では、計数等の整理によるものです。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金4万7,000円の減額は、新規加入 者減によるものです。

第3款繰入金第1項他会計繰入金11万9,000円の増額は、財源調整により、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

歳入合計で補正額 7 万2,000円を増額し、5,600万6,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費7万 2,000円の増額は、電気料高騰に伴う光熱費の増や、料金計算業務委託 料の確定見込み増によるものです。

歳出合計で補正額 7 万2,000円を増額し、5,600万6,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費です。

第1款農業集落排水事業費第2項農業集落排水事業建設費、事業名、 粕川地区(農集排)マンホールポンプ非常通報装置修繕事業について、 翌年度繰越額を88万円とするものです。繰越理由ですが、マンホールポ ンプ非常通報装置に係る修繕用半導体不足により、部品の調達が間に合 わず、年度内での完成が困難であるため繰り越すものです。

次ページになります。

第3表 債務負担行為補正です。

変更になります。

第1項令和4年度農業集落排水処理施設自家用電気工作物保安管理業務について、事業費の確定により限度額を15万4,000円から11万7,000円とするものです。期間について変更ございません。

以上で議案第28号の説明を終わります。

続きまして、110ページをお開き願います。

議案第29号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第29号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算 (第4号) 令和3年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ112万3,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,228万1,000円とす る。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。 令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では、使用料の減や災害復旧事業費確定による国 庫補助金や下水道事業債の減、歳出では、浄化槽設置工事実施に伴う契 約請差による減額、町管理合併浄化槽の修繕工事費の計上や災害復旧工 事の確定による減額、計数等の整理によるものです。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により説明をいたします。

まず、歳入です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料52万7,000円の減額は、合併処理 浄化槽使用料の見込額の減額によるものです。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金32万1,000円の減額は、災害復旧事業費確定による国庫補助金の減額によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金228万9,000円の増額は、財源調整により、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第6款諸収入第1項雑入8万2,000円の増額は、消費税還付金の額確定によるものです。

第7款町債第1項町債40万円の減額は、令和3年2月14日、福島県沖 を震源とする地震による災害復旧事業費確定による下水道事業債の減額 によるものです。 歳入合計で補正額112万3,000円を増額し、7,228万1,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費131万6,000円の 増額は、町管理合併浄化槽の修繕工事に要する費用の増、人件費の調整 によるものです。

第3款合併浄化槽災害復旧費19万3,000円の減額は、町管理合併浄化槽の災害復旧工事完了による工事費の減額によるものです。

歳出合計で補正額112万3,000円を増額し、7,228万1,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費になります。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費、事業名合併浄化槽修繕事業、翌年度繰越額を126万4,000円とするものです。繰越し理由ですが、修繕部品の納入に時間を要し、年度内完了が困難であることから繰り越すものです。

次ページになります。

第3表 地方債補正の変更です。

起債の目的である1合併処理浄化槽災害復旧事業について、事業費の確定により限度額を160万円から120万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法について変更ございません。

以上で議案第29号の説明を終わります。

続きまして、130ページをお開き願います。

議案第31号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、今回の補正は、収益的な部分では、使用水量の増に伴う水道料金収入の増や、企業会計・固定資産台帳管理システム更新業務などの委託料の確定、テレメーター等の資産構築物の除却に係る費用や、消費税に係る補正が主なものです。

また、資本的な部分では、中村原地区消火栓設置工事費の確定に伴う 負担金の補正や、大松沢川原前地区配水管布設替工事費の確定による企 業債や請負工事費の補正が主なものです。

それでは、御説明いたします。

議案第31号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算(第4号) (総則)

第1条 令和3年度大郷町水道事業会計の補正予算(第4号)は、次

に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度大郷町水道事業会計予算(以下「予算」という。) 第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 収入です。

第1款水道事業収益を9万円減額し、2億4,530万6,000円とするものです。

第1項営業収益52万3,000円の増額は、新規加入者が増えたことに伴う 水道料金などの増が主なものです。

第2項営業外収益61万3,000円の減額は、消費税還付金等の確定による ものです。

続きまして、支出です。

第1款水道事業費用を466万6,000円増額し、2億4,229万1,000円とするものです。

第1項営業費用156万8,000円の減額は、水道メーターの購入費や企業会計・固定資産台帳管理システム更新業務委託料などの確定によるもの、テレメーター等構築物の除却費の計上によるものです。

第2項営業外費用582万5,000円の増額は、消費税並びに特定収入消費 税などの額確定によるものです。

第3項特別損失40万9,000円は、水道使用料について7名分の不納欠損処分の計上によるものです。

次ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,612万1,000円は当年度分損益勘定留保資金7,921万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,690万4,000円で補塡するものとする。)

まず、収入です。

第1款資本的収入を420万4,000円減額し、1億9,049万3,000円とする ものです。

第2項他会計負担金99万円の増額は、中村原地区消火栓設置工事費の 確定による負担金の計上によるものです。

第3項企業債350万円の減額は、大松沢川原前地区配水管布設替工事費 の確定によるものです。 第6項他会計補助金169万4,000円の減額は、他会計負担金へ予算の組替えによるものです。

次に、支出です。

第1款資本的支出を306万6,000円減額し、2億8,661万4,000円とする ものです。

第1項資産購入費2万2,000円の減額は、水道用圧着機の購入額確定によるものです。

第2項建設改良費343万2,000円の減額は、大松沢川原前地区配水管布設替工事費の確定によるものです。

第4項補助金返還金38万8,000円の増額は、粕川大橋添架管更新する詳細設計業務に係る消費税等の実績報告に基づく返還額の確定によるものです。

次ページになります。

(債務負担行為の補正)

第4条 既定の債務負担行為の限度額を次のとおり変更する。

事項、企業会計・固定資産台帳管理システム業務について、委託業務 費の確定により限度額を650万円から629万8,000円に変更するものです。 期間については、変更ございません。

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた既定の企業債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的である、2 水道管路近代化推進事業について、大松沢川原前地区配水管布設替工事の確定により、限度額を2,200万円から1,850万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は変更はございません。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で議案第31号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第27号、議案第28号、議案第29号につきましては補正予算事項別明細書を、議案第31号につきましては補正予算説明書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(石川良彦君) 以上で議案第27号及び議案第28号、議案第29号、議案第 31号について説明を終わります。 次に、議案第30号について説明を求めます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長(武藤亨介君) それでは、議案第30号につきまして提案理 由を御説明申し上げます。

補正予算書120ページを御覧願います。

議案第30号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第4 号)

令和3年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,304万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,579万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算は、歳入におきましては、中粕川地区の令和3年度国 庫補助金額の確定による増額及び中粕川地区、中村原地区造成事業費に 係る一般会計繰入金による財源調整に伴う補正を図ったものになります。

歳出におきましては、中粕川地区及び中村原地区宅地造成事業において、一部事業費契約額が確定したことにより、請差について減額計上するものが主な内容となっております。

それでは、121ページを御覧願います。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入ですが、第1款国庫支出金第1項国庫補助金の補正額は125万7,000円の増額で、中粕川地区における令和3年度国庫対象事業費の確定により増額補正したものです。

第2款繰入金第1項他会計繰入金の補正額は2.183万3,000円の減額

で、中粕川地区及び中村原地区の事業費契約額確定により、請差分などについて減額して補正するものです。

第4款財産収入第1項財産売払収入の補正額は5,376万4,000円の減額で、中村原地区の分譲による土地の引き渡しが本年4月1日以降になることから、令和4年度の歳入とするために減額とするものです。

第5款町債第1項町債は130万円の増額で、国庫対象事業費の確定により増額補正したものです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

122ページを御覧願います。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地分譲事業費の補正額は5,379万7,000円の減額で、中粕川地区嵩上げ宅地除草業務の契約額確定による減額及び中村原地区の宅地分譲譲渡代金を令和4年度の歳入とするために減額とするものです。

第2項宅地造成事業費の補正額は1,924万3,000円の減額で、中粕川地区における造成設計業務、造成工事、中村原地区における確定測量業務、造成工事費、用地取得費などの契約額確定により請差が生じたことにより減額補正するものです。

補正前の予算額 5 億2,883万円から歳入歳出ともに7,304万円を減額し、 補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 4 億5,579万円とするものです。

次ページ,123ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費です。

第1款宅地分譲事業費第2項宅地造成事業費、事業名中粕川地区宅地 嵩上げ事業、翌年度繰越額を1億4,575万5,000円とするものです。繰越 し理由でございますが、本工事で採用しているL型用壁の受注生産につ いて、新型コロナウイルスの影響などにより不測の日数を要し、年度内 完了が困難であることから、適切な工期を確保するために繰り越すもの でございます。

続きまして、124ページ、第3表 地方債補正の追加になります。

1 起債の目的は、宅地嵩上げ事業の地方公営企業災害復旧事業で、 限度額を1億5,050万円に増額補正するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様となります。

以上で議案第30号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算 (第4号) についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御 可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(石川良彦君) 以上で議案第30号について説明を終わります。

議長(石川良彦君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。 御苦労さまでした。

午後 4時11分 散会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、 その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員